

# 各計画等の新旧対照表

令和5年5月23日（火）

熊本県防災会議等合同会議

## 目次

熊本県地域防災計画新旧対照表	1
熊本県石油コンビナート等防災計画新旧対照表	30
熊本県水防計画書新旧対照表	40
熊本県国民保護計画新旧対照表	41

# 熊本県地域防災計画修正 新旧対照表（案）

令和5年5月23日現在

※右欄のPはR5県防災計画の該当ページ

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P								
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>(2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。</p> <p>さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p>		<p>第1章 総則</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針</p> <p>(2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。</p> <p>さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「熊本県水防計画」、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」及び<u>国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「熊本県国土強靱化地域計画」</u>とも十分な調整を図るものとする。</p>		<p>②その他修正 「熊本県国土強靱化地域計画」の追加 【危機管理防災課 小山（39058）】</p>	2								
<p>第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2. 処理すべき事務又は業務（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>指定地方行政機関 九州総合通信局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信体制の整備に関する事</li> <li>2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事</li> <li>4 災害時における電気通信の確保に関する事</li> <li>5 非常通信の統制、監理に関する事</li> <li>6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>		指定地方行政機関 九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信体制の整備に関する事</li> <li>2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事</li> <li>4 災害時における電気通信の確保に関する事</li> <li>5 非常通信の統制、監理に関する事</li> <li>6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</li> </ul>	<p>第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2. 処理すべき事務又は業務（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>指定地方行政機関 九州総合通信局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信体制の整備に関する事</li> <li>2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、<u>移動電源車及び可搬型発電機</u>の貸出しに関する事</li> <li>4 災害時における電気通信の確保に関する事</li> <li>5 非常通信の統制、監理に関する事</li> <li>6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>		指定地方行政機関 九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信体制の整備に関する事</li> <li>2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、<u>移動電源車及び可搬型発電機</u>の貸出しに関する事</li> <li>4 災害時における電気通信の確保に関する事</li> <li>5 非常通信の統制、監理に関する事</li> <li>6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</li> </ul>	<p>②その他修正 貸し出し機器（可搬型発電機）の追加 【九州総合通信局 諏訪（096-326-7880）】</p>	4				
指定地方行政機関 九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信体制の整備に関する事</li> <li>2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事</li> <li>4 災害時における電気通信の確保に関する事</li> <li>5 非常通信の統制、監理に関する事</li> <li>6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</li> </ul>												
指定地方行政機関 九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信体制の整備に関する事</li> <li>2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、<u>移動電源車及び可搬型発電機</u>の貸出しに関する事</li> <li>4 災害時における電気通信の確保に関する事</li> <li>5 非常通信の統制、監理に関する事</li> <li>6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</li> </ul>												
<p>第4節 熊本県の災害要因と被害状況</p> <table border="1"> <tr> <td>相対的評価</td> <td>30年以内に地震が発生する確率</td> </tr> <tr> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </table>		相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	Xランク※1	不明	<p>第4節 熊本県の災害要因と被害状況</p> <table border="1"> <tr> <td>相対的評価</td> <td>30年以内に地震が発生する確率</td> </tr> <tr> <td>Xランク</td> <td>不明※1</td> </tr> </table>		相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	Xランク	不明※1	<p>②その他修正 「長期評価による地震発生確率値の更新について」では、※1の注釈がXランクではなく、不明に付記 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官</p>	10
相対的評価	30年以内に地震が発生する確率												
Xランク※1	不明												
相対的評価	30年以内に地震が発生する確率												
Xランク	不明※1												

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和3年1月13日）</p>	<p>出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和5年1月13日）</p>	<p>田中（096-324-3283）】</p> <p>②その他修正 時点修正 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官田中（096-324-3283）】</p>	10
<p>第2章 災害予防 第1節 公共施設等災害予防 (略)</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局) (略)</p> <p>(3) 空港 空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。 なお、阿蘇くまもと空港においては、熊本地震で被災した空港ターミナルビルの復興に当たり、県は、空港の運営事業者に対し、耐震性を強化し、大規模災害時の広域防災拠点として整備するよう求めるものとする。</p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防 1. 治山対策 (略)</p> <p>本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破砕帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、平成30年3月現在2,974箇所ある。 (略)</p>	<p>第2章 災害予防 第1節 公共施設等災害予防 (略)</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局) (略)</p> <p>(3) 空港 空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。 なお、阿蘇くまもと空港においては、<u>耐震性を強化し復興された空港ターミナルビルを含めた空港の運用にあたり、空港の運営事業者及びその他関係機関は、県と連携して、大規模災害時の広域防災拠点機能の整備を行うものとする。</u></p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防 1. 治山対策 (略)</p> <p>本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破砕帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、令和4年3月現在3,020箇所ある。 (略)</p>	<p>②その他修正 ビル復興完了。 空港運用及び整備は関係機関が他にも存在するため。 【KKIAC】</p> <p>②その他修正 (山地災害危険地区数の時点修正) 【森林保全課 佐藤(38356)】</p>	14
			21

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>国及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備(新規)を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p> <p>3. 治水対策 (1) 本県河川の概要 (略)</p> <p>また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、<u>流域に関わる関係者が主体的に取組む社会を構築する必要がある。</u>このため、河川、下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国、県、市町村、企業、住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」への転換を進める。</p> <p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備 (2) 防災関係機関 ア 雨量水位等の観測施設 現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る。なお、防災関係機関の気象観測施設</p>	<p>国及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備等のハード対策を行うとともに、<u>山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>3. 治水対策 (1) 本県河川の概要 (略)</p> <p>また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、<u>社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国(国土交通大臣)及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備 (2) 防災関係機関 ア 雨量水位等の観測施設 現有施設の十分な活用を行うとともに、<u>雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。</u></p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表 P16)の反映 修正適当【森林保全課前田(38343)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表 P17)の反映 修正適当【河川課 米山(53775)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表 P16)の反</p>	21
			28
			41

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>の設置一覧は、資料編のとおりである。</p> <p>第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備（関係機関） (1) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況 県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方気象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、熊本空港事務所、阿蘇山上事務所、県下12消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。</p> <p>5. 防災活動拠点施設 (3) 九州域内の防災活動拠点 県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化に向けた整備等を行うものとする。</p> <p>第9節 防災知識普及 4. 学校教育における防災知識の普及 (略) <u>(新規)</u></p>	<p>る。なお、防災関係機関の気象観測施設の設置一覧は、資料編のとおりである。</p> <p>第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備（関係機関） (1) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況 県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方気象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、<u>阿蘇くまもと空港</u>、阿蘇山上事務所、県下12消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。</p> <p>5. 防災活動拠点施設 (3) 九州域内の防災活動拠点 県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、<u>九州の広域防災拠点としての機能の強化に努めるものとする。</u> <u>また、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化に向けた整備等を行うものとする。</u></p> <p>第9節 防災知識普及 4. 学校教育における防災知識の普及 (略) <u>(4) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進</u> <u>県及び市町村は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>映 修正適当【河川課 米山 (53775)】</p> <p>②その他修正 防災無線設置場所の変更検討中 表記を阿蘇くまもと空港とすることで、意味を包括 【KKIAC】</p> <p>②その他修正 「九州を支える広域防災拠点構想」のリバイスに合わせた修正 【危機管理防災課 小山 (39058)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P3）の反映 修正適当【学校安全・安心推進課 迫 (57656)】</p>	<p>43</p> <p>44</p> <p>48</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第10節 地域防災力強化 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストベンギン）」の育成を図るものとする。</p> <p>第12節 防災訓練 3. 複合災害想定訓練 県、市町村、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。</p> <p>7. 訓練の時期・場所等 (3) 訓練の実施・指導等 県、市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>第13節 物資・資機材整備・調達</p>	<p>第10節 地域防災力強化 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（<u>一人ひとりの</u>防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストベンギン）」の育成を図るものとする。</p> <p>第12節 防災訓練 3. 複合災害想定訓練 県、市町村、防災関係機関は、様々な複合災害（<u>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象</u>）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。</p> <p>7. 訓練の時期・場所等 (3) 訓練の実施・指導等 県、市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>第13節 物資・資機材整備・調達</p>	<p>②その他修正 マイタイムライン（防災行動計画）の語句修正 【危機管理防災課 小山 (59058)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P2）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】</p> <p>②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田 (貴) (33166)】</p> <p>②その他修正</p>	<p>52</p> <p>61</p> <p>62</p> <p>66</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>4. 燃料備蓄及び停電対策（県知事公室、県農林水産部、県土木部、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p> <p>第14節 避難収容</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>(1) 緊急避難場所及び避難所</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援</p>	<p>4. 燃料備蓄及び停電対策（県知事公室、<u>県商工労働部</u>、県農林水産部、県土木部、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u>や電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p> <p>第14節 避難収容</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、<u>県健康福祉部</u>、市町村）</p> <p>(1) 緊急避難場所及び避難所</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する</p>	<p>再生可能エネルギー所管部局の追加 【危機管理防災課 川中 (39049)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P5）の反映 修正適当【エネルギー政策課 尾山 (51448)】</p> <p>②その他修正 担当課の修正 【危機管理防災課 川中 (39049)】</p> <p>②その他修正 防災会議開催時には、<u>新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。</u> 【健康危機管理課 池田 (貴) (33166)】</p>	66 67 67

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。</p> <p>さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難所の環境整備等（県知事公室、<u>県健康福祉部</u>、県土木部、市町村）</p> <p>市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（<u>新規</u>）非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。</p> <p>また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資</u>の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つた</p>	<p>ものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難所の環境整備等（県知事公室、<u>県健康福祉部</u>、<u>県商工労働部</u>、県土木部、市町村）</p> <p>市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u>、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。</p> <p>また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p><u>また</u>、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つため</p>	<p>②その他修正 再生可能エネルギー所管部局の追加 【危機管理防災課 川中 (39049)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P5）の反映 修正適当【エネルギー政策課 尾山 (51448)】</p> <p>②その他修正 防災会議開催時には、<u>新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。</u> 【健康危機管理課 池田 (貴) (33166)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P6）の反映</p>	68 68 68

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>めの設備の整備に努めるものとする。</p> <p>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>	<p>の設備の整備に努めるものとする。さらに、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】</p> <p>②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田 (貴) (33166)】</p>	69
<p>15. <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応について</u></p> <p>県及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>15. 感染症の自宅療養者等への対応について</p> <p>県及び保健所設置市の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田 (貴) (33166)】</p>	74
<p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保</p> <p>市町村及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。</p>	<p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保</p> <p>市町村及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者</u>用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映 修正適当【地域支え合い支援室 草野 (33061)】</p>	77

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p>	<p>【医療政策課 荒木 (33848)】</p>	
<p>(7) 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の派遣体制の整備</p> <p>県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、指定避難所、福祉避難所等において、福祉ニーズの把握や福祉的トリアージ、福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防などを行う熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の派遣に備え、研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>	<p>(7) 熊本県災害派遣福祉チームの派遣体制の整備</p> <p>県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、指定避難所、福祉避難所等において、福祉ニーズの把握や福祉的トリアージ、福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防などを行う熊本県災害派遣福祉チームの派遣に備え、研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>	<p>②その他修正 熊本県社会福祉法人経営者協議会との新たな協定締結（DWA Tの創設）により、「災害派遣福祉チーム」がDCATと併せた総称となるため。 【健康福祉政策課地域支え合い支援室 草野 (33061)】</p>	78
<p>第16節 医療保健</p> <p>3. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(2) 保健医療体制の整備</p> <p>キ 災害拠点病院（資料編参照）は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p>	<p>第16節 医療保健</p> <p>3. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(2) 保健医療体制の整備</p> <p>キ 災害拠点病院（資料編参照）は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u>、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映 修正適当【エネルギー政策課 尾山 (51448)】</p>	81
<p>6. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下</p>	<p>6. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下</p>	<p>②その他修正</p>	83

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																
<p>「医薬品等」という。)の安定供給の確保対策 (2) 県は、初動医療のための医薬品等(6千人分)を県内6カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は資料編のとおりである。 なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。</p> <p>10. 職員の安全確保 医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。</p> <p>第17節 災害ボランティア(県関係各部、関係機関) (略) 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (略) [参考] 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。 (令和3年12月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td> <td>(略)</td> <td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,654人</td> <td></td> <td>943人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第20節 受援計画 1. 受援計画の策定</p>	(略)	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	(略)	(略)	(略)	(略)		1,654人		943人	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>「医薬品等」という。)の安定供給の確保対策 (2) 県は、初動医療のための医薬品等(4千人分)を県内4カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は資料編のとおりである。 なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。</p> <p>10. 職員の安全確保 医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、「<u>顔の見える関係</u>」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。</p> <p>第17節 災害ボランティア(県関係各部、関係機関) (略) 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (略) [参考] 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。 (令和4年12月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度</td> <td>(略)</td> <td>熊本県被災宅地危険度判定士認定制度</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,684人</td> <td></td> <td>889人</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第20節 受援計画 1. 受援計画の策定</p>	(略)	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度	(略)	(略)	(略)	(略)		1,684人		889人	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>令和2年7月豪雨時における県備蓄医薬品の使用実態を踏まえ、関係団体と協議のうえ、備蓄品目の見直しと併せて備蓄か所を集約 【業務衛生課 濱田(34148)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P6)の反映修正適当【医療政策課 荒木(33848)】</p> <p>②その他修正 登録者数の時点修正 【建築課 山崎(54053)、西嶋(54067)】</p>	<p>85</p> <p>88</p>
(略)	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
	1,654人		943人																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
(略)	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
	1,684人		889人																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																				
<p>(2) 人的支援 ア 受援対象業務の整理 (略) (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理</p> <p>2. 応援団体との連携 (1) 応急対策職員派遣制度の活用 (略) なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 組織 3. 熊本県災害対策本部 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">本部会議</th> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事公室長 農林水産部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部長 土木部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企画振興部長 会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉部長 企業局長</td> </tr> </table>	本部会議		本部長	知事	副本部長	副知事		知事公室長 農林水産部長		総務部長 土木部長		企画振興部長 会計管理者		<u>(新規)</u>		<u>(新規)</u>		健康福祉部長 企業局長	<p>(2) 人的支援 ア 受援対象業務の整理 (略) (イ) <u>防災行動計画(タイムライン)</u>による受援対象業務の全体像の整理</p> <p>2. 応援団体との連携 (1) 応急対策職員派遣制度の活用 (略) なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、<u>感染症対策</u>のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策 第1節 組織 3. 熊本県災害対策本部 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">本部会議</th> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事公室長 農林水産部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務部長 土木部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企画振興部長 会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>理事(デジタル戦略担当)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>球磨川流域復興局長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉部長 企業局長</td> </tr> </table>	本部会議		本部長	知事	副本部長	副知事		知事公室長 農林水産部長		総務部長 土木部長		企画振興部長 会計管理者		<u>理事(デジタル戦略担当)</u>		<u>球磨川流域復興局長</u>		健康福祉部長 企業局長	<p>②その他修正 語句修正 【危機管理防災課 小山(39058)】</p> <p>②その他修正 防災会議開催時には、<u>新型コロナウイルス感染症の取扱い</u>が変更されるため。 【健康危機管理課 池田(貴)(33166)】</p> <p>②その他修正 災害対策本部規程の(改定予定)に基づく修正 【危機管理防災課 川中(39049)】</p>	<p>91</p> <p>92</p> <p>97</p>
本部会議																																							
本部長	知事																																						
副本部長	副知事																																						
	知事公室長 農林水産部長																																						
	総務部長 土木部長																																						
	企画振興部長 会計管理者																																						
	<u>(新規)</u>																																						
	<u>(新規)</u>																																						
	健康福祉部長 企業局長																																						
本部会議																																							
本部長	知事																																						
副本部長	副知事																																						
	知事公室長 農林水産部長																																						
	総務部長 土木部長																																						
	企画振興部長 会計管理者																																						
	<u>理事(デジタル戦略担当)</u>																																						
	<u>球磨川流域復興局長</u>																																						
	健康福祉部長 企業局長																																						

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
環境生活部長	教育長	環境生活部長	教育長		
商工労働部長	警察本部長	商工労働部長	警察本部長		
観光戦略部長		観光戦略部長			

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
熊本県災害対策本部組織図		熊本県災害対策本部組織図		②その他修正 健康福祉地策部体制図 の変更に伴う修正 【危機管理防災課 小 山 (39058)】	97
健康福祉対策部 班 健康福祉政策班 (移設) 救 助 班 ( 健康福祉政策課 ) 健康危機管理班 医 務 班 (医療政策課) 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症対策・ 地域ケア推進課 障がい者支援班 薬 務 衛 生 班 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課 健康づくり推進課 物資調達・輸送班 健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課	健康福祉対策部 班 <u>避難所運営支援班</u> <u>物資調達・輸送班</u> <u>応 急 住 宅 班</u> ( 健康福祉政策課 ) 健康危機管理班 医 務 班 高齢者支援班 高齢者支援課 認知症対策・ 地域ケア推進課 障がい者支援班 薬 務 衛 生 班 保健衛生班 認知症対策・ 地域ケア推進課 健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課				



第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P																																																
<p>災害対策部の分掌事務</p> <table border="1"> <tr> <th>対策部名</th> <th>各 務 名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">企業振興部 (企業振興課)</td> <td>企業振興課 地域振興課 川辺川ダム総合対策課 交通政策課 情報政策課</td> <td>1 企業振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>外部対応・広報班 文化企画・世界遺産振興課 統計調査課</td> <td>1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">健康福祉部 (健康福祉課)</td> <td>健康福祉政策課 (健康福祉政策課) 総務課 (健康福祉政策課) 健康危機管理課 (健康危機管理課)</td> <td>1 健康福祉政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 災害救助法に基づく請負に関する事項 3 日本赤十字社熊本県支部との連携に関する事項 4 義援品、義理品等の受け配分及び輸送並びに義理品等の搬入に関する事項 5 救助状況の報告に関する事項 6 防疫に関する事項 7 食品衛生に関する事項 8 被災した飼養動物対策に関する事項 (獣医)</td> </tr> <tr> <td>医 務 班 (医 務 課 策 課)</td> <td>1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項</td> </tr> <tr> <td>高 齢 者 支 援 班 (高齢者支援課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策</td> <td>1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>障がい者支援班 (障がい者支援課)</td> <td>1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>災 害 前 急 班 (美 術 衛生課)</td> <td>1 医薬品等の届出及び供給に関する事項 2 広域火災の発生に関する事項</td> </tr> <tr> <td>保 健 衛生班 (保健衛生課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策</td> <td>1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 (獣医)</td> </tr> <tr> <td>外部対応・広報班 社会福祉課 子ども家庭課 子ども家庭課 国際・商船管理課</td> <td>1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>物資調達・輸送班 (健康福祉政策課) 消費生活課 畜産課 農林水産政策課</td> <td>1 医薬品等の避難所への輸送に関する事項 2 災害救助法に基づく救護物資の調達・輸送に関する事項 3 企業・団体との協定に基づく救護物資の調達・輸送に関する事項 4 米穀、農産物等の調達・供給に関する事項</td> </tr> </table>		対策部名	各 務 名	分 掌 事 務	企業振興部 (企業振興課)	企業振興課 地域振興課 川辺川ダム総合対策課 交通政策課 情報政策課	1 企業振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	外部対応・広報班 文化企画・世界遺産振興課 統計調査課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	健康福祉部 (健康福祉課)	健康福祉政策課 (健康福祉政策課) 総務課 (健康福祉政策課) 健康危機管理課 (健康危機管理課)	1 健康福祉政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 災害救助法に基づく請負に関する事項 3 日本赤十字社熊本県支部との連携に関する事項 4 義援品、義理品等の受け配分及び輸送並びに義理品等の搬入に関する事項 5 救助状況の報告に関する事項 6 防疫に関する事項 7 食品衛生に関する事項 8 被災した飼養動物対策に関する事項 (獣医)	医 務 班 (医 務 課 策 課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項	高 齢 者 支 援 班 (高齢者支援課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策	1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	障がい者支援班 (障がい者支援課)	1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	災 害 前 急 班 (美 術 衛生課)	1 医薬品等の届出及び供給に関する事項 2 広域火災の発生に関する事項	保 健 衛生班 (保健衛生課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策	1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 (獣医)	外部対応・広報班 社会福祉課 子ども家庭課 子ども家庭課 国際・商船管理課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	物資調達・輸送班 (健康福祉政策課) 消費生活課 畜産課 農林水産政策課	1 医薬品等の避難所への輸送に関する事項 2 災害救助法に基づく救護物資の調達・輸送に関する事項 3 企業・団体との協定に基づく救護物資の調達・輸送に関する事項 4 米穀、農産物等の調達・供給に関する事項	<p>災害対策部の分掌事務</p> <table border="1"> <tr> <th>対策部名</th> <th>各 務 名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">企業振興部 (企業振興課)</td> <td>企業振興課 地域振興課 川辺川ダム総合対策課 交通政策課 情報政策課</td> <td>1 企業振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>外部対応・広報班 文化企画・世界遺産振興課 統計調査課</td> <td>1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">健康福祉部 (健康福祉課)</td> <td>健康福祉政策課 (健康福祉政策課) 総務課 (健康福祉政策課) 健康危機管理課 (健康危機管理課)</td> <td>1・ 医薬品調達支援班 2・ 義理品等の避難所への輸送等 3・ 救護物資の調達・輸送 4・ 被災住民住宅の供与 5・ 被災住民の応急処置 6・ 災害救助法に基づく義理品等の搬入 7 義理品等の受け配分に関する事項 8 防疫、食品衛生、飼養動物対策 9 災害ボランティア活動関係の業務に関する事項 10 被災者へのセンターおよび福祉に関する事項 11 防災、食品衛生、飼養動物対策 12 D.H.E.A.T.の実施要綱 13 被災住民への支援要綱</td> </tr> <tr> <td>医 務 班 (医 務 課 策 課)</td> <td>1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項</td> </tr> <tr> <td>高 齢 者 支 援 班 (高齢者支援課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策</td> <td>1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>障がい者支援班 (障がい者支援課)</td> <td>1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>災 害 前 急 班 (美 術 衛生課)</td> <td>1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火災の発生に関する事項 3 避難住民に対する保健衛生に関する事項 4 I.R.A.T.・食料等の供給支援要綱</td> </tr> <tr> <td>保 健 衛生班 (保健衛生課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策</td> <td>1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>外部対応・広報班 社会福祉課 子ども家庭課 子ども家庭課 国際・商船管理課</td> <td>1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> </table>		対策部名	各 務 名	分 掌 事 務	企業振興部 (企業振興課)	企業振興課 地域振興課 川辺川ダム総合対策課 交通政策課 情報政策課	1 企業振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	外部対応・広報班 文化企画・世界遺産振興課 統計調査課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	健康福祉部 (健康福祉課)	健康福祉政策課 (健康福祉政策課) 総務課 (健康福祉政策課) 健康危機管理課 (健康危機管理課)	1・ 医薬品調達支援班 2・ 義理品等の避難所への輸送等 3・ 救護物資の調達・輸送 4・ 被災住民住宅の供与 5・ 被災住民の応急処置 6・ 災害救助法に基づく義理品等の搬入 7 義理品等の受け配分に関する事項 8 防疫、食品衛生、飼養動物対策 9 災害ボランティア活動関係の業務に関する事項 10 被災者へのセンターおよび福祉に関する事項 11 防災、食品衛生、飼養動物対策 12 D.H.E.A.T.の実施要綱 13 被災住民への支援要綱	医 務 班 (医 務 課 策 課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項	高 齢 者 支 援 班 (高齢者支援課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策	1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	障がい者支援班 (障がい者支援課)	1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	災 害 前 急 班 (美 術 衛生課)	1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火災の発生に関する事項 3 避難住民に対する保健衛生に関する事項 4 I.R.A.T.・食料等の供給支援要綱	保 健 衛生班 (保健衛生課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	外部対応・広報班 社会福祉課 子ども家庭課 子ども家庭課 国際・商船管理課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	<p>②その他修正 健康福祉対策部体制図 の変更に伴う修正 【危機管理防災課 小山 (39058)】</p>	99
対策部名	各 務 名	分 掌 事 務																																																			
企業振興部 (企業振興課)	企業振興課 地域振興課 川辺川ダム総合対策課 交通政策課 情報政策課	1 企業振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																			
	外部対応・広報班 文化企画・世界遺産振興課 統計調査課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																			
健康福祉部 (健康福祉課)	健康福祉政策課 (健康福祉政策課) 総務課 (健康福祉政策課) 健康危機管理課 (健康危機管理課)	1 健康福祉政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 災害救助法に基づく請負に関する事項 3 日本赤十字社熊本県支部との連携に関する事項 4 義援品、義理品等の受け配分及び輸送並びに義理品等の搬入に関する事項 5 救助状況の報告に関する事項 6 防疫に関する事項 7 食品衛生に関する事項 8 被災した飼養動物対策に関する事項 (獣医)																																																			
	医 務 班 (医 務 課 策 課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項																																																			
	高 齢 者 支 援 班 (高齢者支援課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策	1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																			
	障がい者支援班 (障がい者支援課)	1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																			
	災 害 前 急 班 (美 術 衛生課)	1 医薬品等の届出及び供給に関する事項 2 広域火災の発生に関する事項																																																			
	保 健 衛生班 (保健衛生課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策	1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 (獣医)																																																			
	外部対応・広報班 社会福祉課 子ども家庭課 子ども家庭課 国際・商船管理課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																			
	物資調達・輸送班 (健康福祉政策課) 消費生活課 畜産課 農林水産政策課	1 医薬品等の避難所への輸送に関する事項 2 災害救助法に基づく救護物資の調達・輸送に関する事項 3 企業・団体との協定に基づく救護物資の調達・輸送に関する事項 4 米穀、農産物等の調達・供給に関する事項																																																			
	対策部名	各 務 名	分 掌 事 務																																																		
	企業振興部 (企業振興課)	企業振興課 地域振興課 川辺川ダム総合対策課 交通政策課 情報政策課	1 企業振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																																																		
外部対応・広報班 文化企画・世界遺産振興課 統計調査課		1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																			
健康福祉部 (健康福祉課)	健康福祉政策課 (健康福祉政策課) 総務課 (健康福祉政策課) 健康危機管理課 (健康危機管理課)	1・ 医薬品調達支援班 2・ 義理品等の避難所への輸送等 3・ 救護物資の調達・輸送 4・ 被災住民住宅の供与 5・ 被災住民の応急処置 6・ 災害救助法に基づく義理品等の搬入 7 義理品等の受け配分に関する事項 8 防疫、食品衛生、飼養動物対策 9 災害ボランティア活動関係の業務に関する事項 10 被災者へのセンターおよび福祉に関する事項 11 防災、食品衛生、飼養動物対策 12 D.H.E.A.T.の実施要綱 13 被災住民への支援要綱																																																			
	医 務 班 (医 務 課 策 課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項																																																			
	高 齢 者 支 援 班 (高齢者支援課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策	1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																			
	障がい者支援班 (障がい者支援課)	1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																			
	災 害 前 急 班 (美 術 衛生課)	1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火災の発生に関する事項 3 避難住民に対する保健衛生に関する事項 4 I.R.A.T.・食料等の供給支援要綱																																																			
	保 健 衛生班 (保健衛生課) 認知症対策 認知症対策 認知症対策	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																			
	外部対応・広報班 社会福祉課 子ども家庭課 子ども家庭課 国際・商船管理課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他府の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																			
	<p>第1節 組織</p> <p>8. 災害対策本部室等のスペース確保</p> <p>県及び市町村は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保</p>		<p>第1節 組織</p> <p>8. 災害対策本部室等のスペース確保</p> <p>県及び市町村は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保</p>		<p>②その他修正 防災会議開催時には、</p>	104																																															

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
<p>しておくものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>10. 災害対応の業務フローと県地域防災計画との連動 (県、)</p> <p>円滑な災害対応を行うため、県は、災害対応の業務フローと県地域防災計画が連動した仕組みを整備するとともに、平時から訓練を通じて操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>第2節 職員配置</p> <p>3. 県職員の配置</p> <p>【県職員の災害配置基準】</p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制</p> <p>(3) 警戒体制 (地震津波)</p> <p>イ 第2警戒体制 (災害警戒本部)</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、「災害警戒本部」を設置(自動設置)し、配置体制(別表3)による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p> <p>2. 災害対策本部設置後の配置体制 (参考) 災害配置基準一覧</p>		<p>しておくものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>10. <u>迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</u> (県、市町村)</p> <p><u>県及び市町村は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 職員配置</p> <p>3. 県職員の配置</p> <p>【県職員の災害配置基準】</p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制</p> <p>(3) 警戒体制 (地震津波)</p> <p>イ 第2警戒体制 (災害警戒本部)</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 <u>又は長周期地震動階級3が発表された場合</u>、「災害警戒本部」を設置(自動設置)し、配置体制(別表3)による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p> <p>2. 災害対策本部設置後の配置体制 (参考) 災害配置基準一覧</p>		<p>新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田 (貴) (33166)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P4)の反映修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】</p> <p>②その他修正 長周期地震動階級の取扱いの追加 【危機管理防災課 川中 内線 39049】</p>	105
<p>第2節 職員配置</p> <p>3. 県職員の配置</p> <p>【県職員の災害配置基準】</p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制</p> <p>(3) 警戒体制 (地震津波)</p> <p>イ 第2警戒体制 (災害警戒本部)</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、「災害警戒本部」を設置(自動設置)し、配置体制(別表3)による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p> <p>2. 災害対策本部設置後の配置体制 (参考) 災害配置基準一覧</p>		<p>第2節 職員配置</p> <p>3. 県職員の配置</p> <p>【県職員の災害配置基準】</p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制</p> <p>(3) 警戒体制 (地震津波)</p> <p>イ 第2警戒体制 (災害警戒本部)</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 <u>又は長周期地震動階級3が発表された場合</u>、「災害警戒本部」を設置(自動設置)し、配置体制(別表3)による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p> <p>2. 災害対策本部設置後の配置体制 (参考) 災害配置基準一覧</p>		<p>②その他修正 長周期地震動階級の取扱いの追加 【危機管理防災課 川中 内線 39049】</p>	111

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配置体制</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td> <td>ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が播磨管内中に1以上発表された場合 イ 以上の場合であっても、関係課長又は出先機関長において独自の配置を実施する必要があるとき</td> <td>・別表1のとおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> <td>ア 災害に関する情報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合 ウ 危機管理防災課長から指示があった場合</td> <td>・別表2のとおり</td> </tr> <tr> <td>ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(顕著な巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>・各所において定の配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2警戒体制(災害警戒本部)</td> <td>ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき(監視) ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風、暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、警戒が必要とする場合</td> <td>・別表3のとおり</td> </tr> <tr> <td>ア 震度6弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td>・別表4のとおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部</td> <td>第1配置</td> <td>ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき</td> </tr> <tr> <td>第2配置</td> <td>ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき</td> </tr> <tr> <td>第3配置</td> <td>ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6以上の地震が発生した場合、大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき</td> </tr> </tbody> </table>			体制	配置体制	人員	注意体制	ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が播磨管内中に1以上発表された場合 イ 以上の場合であっても、関係課長又は出先機関長において独自の配置を実施する必要があるとき	・別表1のとおり	第1警戒体制	ア 災害に関する情報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合 ウ 危機管理防災課長から指示があった場合	・別表2のとおり	ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(顕著な巨大地震注意)が発表された場合	・各所において定の配置	第2警戒体制(災害警戒本部)	ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき(監視) ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風、暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、警戒が必要とする場合	・別表3のとおり	ア 震度6弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき	・別表4のとおり	災害対策本部	第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき	第2配置	ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき	第3配置	ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6以上の地震が発生した場合、大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配置体制</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td> <td>ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が播磨管内中に1以上発表された場合 イ 以上の場合であっても、関係課長又は出先機関長において独自の配置を実施する必要があるとき</td> <td>・別表1のとおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1警戒体制</td> <td>ア 災害に関する情報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合 ウ 危機管理防災課長から指示があった場合</td> <td>・別表2のとおり</td> </tr> <tr> <td>ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(顕著な巨大地震注意)が発表された場合</td> <td>・各所において定の配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2警戒体制(災害警戒本部)</td> <td>ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき(自動設置) ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風、暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、特に警戒を必要とする場合</td> <td>・別表3のとおり</td> </tr> <tr> <td>ア 震度6弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置) ウ 長門郡地区避難区域が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき</td> <td>・別表4のとおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部</td> <td>第1配置</td> <td>ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき</td> </tr> <tr> <td>第2配置</td> <td>ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき</td> </tr> <tr> <td>第3配置</td> <td>ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6以上の地震が発生した場合、大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき</td> </tr> </tbody> </table>			体制	配置体制	人員	注意体制	ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が播磨管内中に1以上発表された場合 イ 以上の場合であっても、関係課長又は出先機関長において独自の配置を実施する必要があるとき	・別表1のとおり	第1警戒体制	ア 災害に関する情報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合 ウ 危機管理防災課長から指示があった場合	・別表2のとおり	ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(顕著な巨大地震注意)が発表された場合	・各所において定の配置	第2警戒体制(災害警戒本部)	ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき(自動設置) ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風、暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、特に警戒を必要とする場合	・別表3のとおり	ア 震度6弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置) ウ 長門郡地区避難区域が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき	・別表4のとおり	災害対策本部	第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき	第2配置	ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき	第3配置	ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6以上の地震が発生した場合、大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき	②その他修正 長周期地震動階級の取扱いの追加 【危機管理防災課 川中 内線 39049】	114
体制	配置体制	人員																																																			
注意体制	ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が播磨管内中に1以上発表された場合 イ 以上の場合であっても、関係課長又は出先機関長において独自の配置を実施する必要があるとき	・別表1のとおり																																																			
第1警戒体制	ア 災害に関する情報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合 ウ 危機管理防災課長から指示があった場合	・別表2のとおり																																																			
	ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(顕著な巨大地震注意)が発表された場合	・各所において定の配置																																																			
第2警戒体制(災害警戒本部)	ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき(監視) ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風、暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、警戒が必要とする場合	・別表3のとおり																																																			
	ア 震度6弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき	・別表4のとおり																																																			
災害対策本部	第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき																																																			
	第2配置	ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき																																																			
	第3配置	ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6以上の地震が発生した場合、大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき																																																			
体制	配置体制	人員																																																			
注意体制	ア 災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が播磨管内中に1以上発表された場合 イ 以上の場合であっても、関係課長又は出先機関長において独自の配置を実施する必要があるとき	・別表1のとおり																																																			
第1警戒体制	ア 災害に関する情報が1以上発表された場合 イ 避難指示が発表された場合 ウ 危機管理防災課長から指示があった場合	・別表2のとおり																																																			
	ア 震度4の地震が発生した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(顕著な巨大地震注意)が発表された場合	・各所において定の配置																																																			
第2警戒体制(災害警戒本部)	ア 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(線状降水帯発生情報)が発表されたとき(自動設置) ウ 指定河川洪水予報(氾濫危険情報)が発表されたとき(自動設置) エ 県内が台風、暴風域に入るおそれがある場合 オ その他、特に警戒を必要とする場合	・別表3のとおり																																																			
	ア 震度6弱若しくは5強の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置) ウ 長門郡地区避難区域が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき	・別表4のとおり																																																			
災害対策本部	第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき																																																			
	第2配置	ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 イ 特別警報(大津波警報以外)が発表された場合(自動設置) イ 本部長が当該配置を指示したとき																																																			
	第3配置	ア 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 震度6以上の地震が発生した場合、大津波警報(特別警報)が発表された場合(自動設置) ウ 本部長が当該配置を指示したとき																																																			

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P																
<p>第6節 予警報等伝達(熊本地方気象台、県知事公室)(略)</p> <p>ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。具体的な基準は資料編参照。</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。具体的な基準は資料編参照。</td> </tr> </tbody> </table>			種類	発表基準	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。	警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。具体的な基準は資料編参照。	警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。具体的な基準は資料編参照。	<p>第6節 予警報等伝達(熊本地方気象台、県知事公室)(略)</p> <p>ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。<b>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</b></td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<b>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b></td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。<b>大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b>具体的な基準は資料編参照。</td> </tr> </tbody> </table>			種類	発表基準	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <b>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</b>	警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <b>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b>	警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <b>大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b> 具体的な基準は資料編参照。	②その他修正 気象庁の標準的記載例に準拠 【熊本地方気象台 地域防災係長 村井(096-324-3283)】	135
種類	発表基準																						
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。																						
警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。具体的な基準は資料編参照。																						
警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。具体的な基準は資料編参照。																						
種類	発表基準																						
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <b>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</b>																						
警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <b>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</b>																						
警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <b>大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</b> 具体的な基準は資料編参照。																						

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
注 意 報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。市町村毎の海岸線の潮位が標高2.2～4.5m以上。具体的な基準は資料編参照。 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高年齢等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的な基準は資料編参照。 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高 2.2～4.5m以上。具体的な基準は資料編参照。 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的な基準は資料編参照。	
	大雨注意報		高潮警報		
	洪水注意報		大雨注意報		
	高潮注意報		洪水注意報		

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高年齢等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。		
(2) 気象情報 (略) ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「非常に危険」(うす紫)が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録の短時間大雨情報」。	(2) 気象情報 (略) ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「危険」(紫)が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録の短時間大雨情報」。			②その他修正 警戒レベル対応色変更の反映 【熊本地方気象台 地域防災係長 村井(096-324-3283)】	141
(3) 大津波警報・津波警報・津波注意 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通	(3) 大津波警報・津波警報・津波注意 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマ			②その他修正 「避難情報に関するガイドライン」の追記等 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中(096-324-3283)】	141

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模(モーメントマグニチュード)をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p>津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</li> <li>津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</li> <li>津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(10) 緊急地震速報(警報)</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会</p>	<p>グニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</li> <li>津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。</li> <li>津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> <li>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</li> <li>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(10) 緊急地震速報(警報)</p> <p>気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区</p>	<p>②その他修正</p> <p>緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級</p>	143

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(13) 指定河川(白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系)洪水予報の発表基準</p> <p>(略)</p> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき。</p> <p>第7節 通信施設利用</p> <p>1. 通常の場合における通信施設の利用</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱</p> <p>災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告(以下「被害報告等」という。)の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。(新規)</p>	<p>域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(13) 指定河川(白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系)洪水予報の発表基準</p> <p>(略)</p> <p>急激な水位上昇により基準地点の水位がまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき。</p> <p>第7節 通信施設利用</p> <p>1. 通常の場合における通信施設の利用</p> <p>(略)</p> <p>(8) 移動通信系の活用</p> <p>県及び市町村は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE(P-S-LTE)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。</p> <p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱</p> <p>災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告(以下「被害報告等」という。)の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。また、県及び市町村は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が</p>	<p>を追加</p> <p>【熊本地方气象台 南海トラフ地震防災官田中(096-324-3283)】</p> <p>②その他修正</p> <p>警戒レベル対応色変更の反映</p> <p>【熊本地方气象台 地域防災係長 村井(096-324-3283)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P5)の反映</p> <p>修正適当【危機管理防災課 時松(39062)】</p> <p>②その他修正</p> <p>「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」に係る修正</p> <p>【危機管理防災課 小山 39058】</p>	145
			152
			156

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>4. 被害等の調査・報告 (略)</p> <p>(2) 市町村による調査等 市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあつては、在京大使館等）に連絡するものとする。</p> <p>7. 防災関係機関等の協力関係 県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。 なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置</p>	<p><u>最大限図られるよう、適切に対応するものとする。</u></p> <p>4. 被害等の調査・報告 (略)</p> <p>(2) 市町村による調査等 市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあつては、在京大使館等）に連絡するものとする。<u>さらに、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>7. 防災関係機関等の協力関係 県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。 なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P7）の反映修正適当【危機管理防災課 小山（39058）】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P9）の反映修正適当【危機管理防災課 平野（39048）】</p>	<p>158</p> <p>160</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくとともに、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>第9節 広報 4. 県における広報活動 (1) 広報内容 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携するものとする。 (略)</p> <p>サ 被災者支援に関する情報等</p> <p>第11節 避難収容対策</p>	<p>し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。 <u>また、ヘリコプター運用調整所では、無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくとともに、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>第9節 広報 4. 県における広報活動 (1) 広報内容 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携する<u>とともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u> (略)</p> <p>サ 被災者支援に関する情報等 <u>(保健医療福祉支援活動団体の情報を含む)</u></p> <p>第11節 避難収容対策</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表P4）の反映修正適当【危機管理防災課 小山（39058）】</p> <p>②その他修正 災害派遣福祉チームの周知【地域支え合い支援室 堤（33064）】</p>	<p>162</p> <p>162</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>2. 避難指示等の内容及び伝達方法</p> <p>(1) 避難指示等の内容</p> <p>(略)</p> <p>また、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。さらに、<u>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>2. 避難指示等の内容及び伝達方法</p> <p>(1) 避難指示等の内容</p> <p>(略)</p> <p>指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。<u>また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表 P7）の反映 修正適当【危機管理防災課 小林（39051）】</p>	172
<p>3. 避難指示等の基準（県知事公室、県土木部、市町村、関係機関）</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>ダムにおける異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。</p> <p>(注) ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>3. 避難指示等の基準（県知事公室、県土木部、市町村、関係機関）</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>ダムにおける異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。</p> <p>(注) ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p><u>なお、市房ダムでは貯留能力の半分にあたる水位に達した際に「貯留能力の半分情報」を提供する。</u></p>	<p>②その他の修正 市房ダムにおける「貯留能力の半分情報」提供開始に伴う修正 【河川課 米山（53775）】</p>	176
<p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおこしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。</p>	<p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおこしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。</p>	<p>②その他修正 警戒レベル対応色変更の反映 【熊本地方気象台 地域防災係長 村井（096-</p>	181

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険（濃い紫）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p>	<p>なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「<u>危険（紫）</u>」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「<u>危険（紫）</u>」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）<u>または「災害切迫（黒）」</u>のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p>	<p>324-3283】</p> <p>②その他の修正 指定河川洪水予報基準変更の反映 【熊本地方気象台（096-324-3283）】</p>	182
<p>5. 避難の誘導（県知事公室、市町村、県警察本部、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>5. 避難の誘導（県知事公室、<u>県土木部</u>、市町村、県警察本部、関係機関）</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時</u> <u>県及び市町村は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築</u></p>	<p>②その他修正 関係部局の追加 【危機管理防災課 小山（39058）】</p>	186
		<p>①R4.6 防災基本計画修正（新旧表 P22）の反映 記載内容について、県では広域本部・地域振</p>	187

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
6. 避難所の開設及び収容 (略)	6. 避難所の開設及び収容 (略)	興局が中心となって対応するものと考えられるため。【道路保全課 井上 (53443)】	
(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。 また、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大</u> のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の <u>防災行動計画(タイムライン)</u> や役割の確認を行うものとする。 また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P4)の反映修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】	187
(7) 避難所の管理運営 ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働についても検討するものとする。 (略)	(7) 避難所の管理運営 ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ <u>ボランティア等の外部支援者</u> 等との協働についても検討するものとする。 (略)	②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更されるため。 【健康危機管理課 池田 (貴) (33166)】	187
キ 県及び市町村は、被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u> の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	キ 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P9)の反映修正適当【地域支え合い支援室 草野 (33061)】	189
		②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更され	189

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第13節 救出(市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県健康福祉部)	第13節 救出(市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、 <u>県総務部</u> 、県健康福祉部)	るため。 【健康危機管理課 池田 (貴) (33166)】	
3. 救出の方法 イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。	3. 救出の方法 イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 また、 <u>平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備</u> 、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。	②その他修正 関係部局の追加 【危機管理防災課 小山 (39058)】	198
5. 職員の安全確保 救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。	5. 職員の安全確保 救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、 <u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u> 、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。	①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P6)の反映修正適当【消防保安課 甲斐 (39252)】	198
第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬(市町村、県警察本部、県健康福祉部、海上保安部)	第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬( <u>県知事公室</u> 、 <u>県健康福祉部</u> 、市町村、県警察本部、海上保安部)	①R4.6 防災基本計画修正(P6)の反映修正適当【消防保安課 甲斐 (39252)】	199
第23節 輸送 6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 (略)	第23節 輸送 6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 (略)	②その他修正 関係機関の追加	201
このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災	このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災害		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>害応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p>	<p>害応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正 (P3) の反映 修正適当 【道路整備課 布田内線 53356】</p>	226
<p>第2.5節 民間団体活用 (県教育庁、日本赤十字社熊本県支部)</p>	<p>第2.5節 民間団体活用 (<u>市町村、県健康福祉部、</u>県教育庁、日本赤十字社熊本県支部)</p>	<p>②その他修正 関係部局の追加 【危機管理防災課 小山内線 39058】</p>	230
<p>第4章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向 (略)</p> <p>また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向 (略)</p> <p>また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正 (新旧表 P10) の反映 修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】</p>	282

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害</p> <p>1. 地勢 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>相対的評価</td> <td>30年以内に地震が発生する確率</td> </tr> <tr> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について (令和4年1月13日) (地震調査研究推進本部地震調査委員会) ]</p> <p>3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数 (震度1以上)</p>	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	Xランク※1	不明	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害</p> <p>1. 地勢 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>相対的評価</td> <td>30年以内に地震が発生する確率</td> </tr> <tr> <td>Xランク</td> <td>不明※1</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について (令和5年1月13日) (地震調査研究推進本部地震調査委員会) ]</p> <p>3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (略)</p> <p><u>2019年1月3日18時10分 (平成31) 熊本地方 N33° 01.6' E130° 33.3' H:10km M:5.1 重傷1人、軽傷3人、住家一部破損60棟 最大震度:6弱 (和水町)</u></p> <p>4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数 (震度1以上)</p>	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	Xランク	不明※1	<p>②その他修正 「長期評価による地震発生確率値の更新について」では、※1の注釈がXランクではなく、不明に付記 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中 (096-324-3283)】</p> <p>②その他修正 時点修正 【危機管理防災課 川中 (39049)】</p> <p>②その他修正 被害地震の追加 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中 (096-324-3283)】</p>	300  301  306
相対的評価	30年以内に地震が発生する確率										
Xランク※1	不明										
相対的評価	30年以内に地震が発生する確率										
Xランク	不明※1										



第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																																												
<p>(新規)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">震度 観測点</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5 弱</th> <th>5 強</th> <th>6 弱</th> <th>6 強</th> <th>7</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022 年</td> <td>熊本</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>令和 4年</td> <td>阿蘇山</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人吉</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>牛深</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	年	震度 観測点	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	合計	2022 年	熊本	8	6	2	1	0	0	0	0	0	17	令和 4年	阿蘇山	2	3	0	1	0	0	0	0	0	6		人吉	3	2	1	1	0	0	0	0	0	7		牛深	5	1	1	0	0	0	0	0	0	7	<p>②その他修正 2022年(令和4年)の地震回数追加 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中(096-324-3283)】</p>	312
年	震度 観測点			1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	合計																																																		
		2022 年	熊本	8	6	2	1	0	0	0	0	0	17																																																		
令和 4年	阿蘇山	2	3	0	1	0	0	0	0	0	6																																																				
	人吉	3	2	1	1	0	0	0	0	0	7																																																				
	牛深	5	1	1	0	0	0	0	0	0	7																																																				
<p>第2節 地震観測施設等整備 1. 気象庁の観測施設 (略) 熊本市西区春日</p>	<p>第2節 地震観測施設等整備 1. 気象庁の観測施設 (略) 熊本市西区春日</p>	<p>②その他修正 震度発表名称の誤り 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中(096-324-3283)】</p>	320																																																												
<p>3. 県の観測施設 熊本市中央区大江 熊本市南區城南町 熊本市南區富合町 熊本市北區植木町 第2章 災害予防 第4節 防災知識普及 1. 住民に対する防災知識の普及 (略)</p>	<p>3. 県の観測施設 熊本市中央区大江 熊本南區城南町 熊本南區富合町 熊本北區植木町 第2章 災害予防 第4節 防災知識普及 1. 住民に対する防災知識の普及 (略)</p>	<p>②その他修正 震度発表名称の誤り 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中(096-324-3283)】</p>	321																																																												
<p>さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。</p>	<p>さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P13)の反映修正適当【危機管理防災課 小林(39051)】</p>	325																																																												

30

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(新規)</p>	<p><u>なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p>		
<p>第13節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 (ア) 広域避難場所(都市計画公園、公園、緑地等)の整備計画(県土木部、市町村) 県及び市町村は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所(都市計画公園、公園、緑地等)の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難路 ア 避難路の整備計画 県及び市町村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。</p> <p>2. 避難誘導の事前措置 (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底 ア 市町村は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (略)</p> <p>なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の(ア)～(オ)の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行</p>	<p>第13節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 (ア) 広域避難場所(都市計画公園、公園、緑地等)の整備計画(県土木部、市町村) 県及び市町村は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所(都市計画公園、公園、緑地等)の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、<u>地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難路 ア 避難路の整備計画 県及び市町村は、<u>地域の特性に応じた避難路等(指定緊急避難場所等)に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道)の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2. 避難誘導の事前措置 (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底 ア 市町村は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (略)</p> <p>なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の(ア)～(オ)の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行</p>	<p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P13)の反映修正適当【都市計画課 西木(53548)】</p>	338
		<p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P13)の反映修正適当【道路保全課 井上(53443)】</p>	339
		<p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P17)の反映</p>	340

31

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>とともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>また、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。 <u>(新規)</u></p>	<p>とともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。 <u>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p><u>さらに、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 津波警報等の発表及び伝達</u> <u>市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</u> <u>なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</u></p>	<p>修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正 (新旧表 P13) の反映 修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】</p>	341
<p>第3章 災害応急対策 第1節 職員配置 2. 組織の確立 ウ 第2警戒体制 県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合 (新規) (以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表」という。)は、災害警戒</p>	<p>第3章 災害応急対策 第1節 職員配置 2. 組織の確立 ウ 第2警戒体制 県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級3が発表された場合 (以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報・長周期地震動階級3の発表」という。)は、災害警戒本部</p>	<p>②その他修正 長周期地震動階級の取扱いの追加 【危機管理防災課 川</p>	346

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																								
<p>本部を設置 (自動設置) し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。 勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合</p> <p>職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置 (自動設置) するものとする。 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。 (参考) 職員の参集基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕</td> <td>5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>(新規)</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第1警戒体制	(略)	(略)	(略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>(新規)</u>	(略)	(略)	<p>を設置 (自動設置) し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。 勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報・長周期地震動階級3の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置 (自動設置) するものとする。 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報・長周期地震動階級4の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。</p> <p>(参考) 職員の参集基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒体制</th> <th>震度等</th> <th>職員配置体制</th> <th>参集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕</td> <td>5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 ・ 長周期地震動階級3の発表</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第1警戒体制	(略)	(略)	(略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 ・ 長周期地震動階級3の発表	(略)	(略)	<p>中 (39049)】</p> <p>②その他修正 長周期地震動階級の取扱いの追加 【危機管理防災課 川中 (39049)】</p>	348
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法																								
第1警戒体制	(略)	(略)	(略)																								
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>(新規)</u>	(略)	(略)																								
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法																								
第1警戒体制	(略)	(略)	(略)																								
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 ・ 長周期地震動階級3の発表	(略)	(略)																								

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				修正理由等	P
災害対策本部 〔自動設置〕	6弱以上 ・ 大津波警報の発表 <u>(新規)</u>	(略)	(略)	災害対策本部 〔自動設置〕	6弱以上 ・ 大津波警報の発表 ・ <u>長周期地震動階級 4の発表</u>	(略)	(略)		
<p>第2節 地震・津波情報伝達</p> <p>1. 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下この節において同じ。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>2. 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p>				<p>第2節 地震・津波情報伝達</p> <p>1. 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下この節において同じ。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>2. 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を<u>速やかに</u>推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を<u>津波予報区単位</u>で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (略)</p>				<p>②その他修正 緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級を追加 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p>	349
								<p>②その他修正 「避難情報に関するガイドライン」の追記等 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p>	349

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				修正理由等	P
(略)				津波警報等の留意事項					
<p>津波警報等の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</li> <li>津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</li> <li>津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</li> <li>津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに</u>、更新する場合もある。</li> <li>津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が<u>更に</u>高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> <li><u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></li> <li><u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></li> </ul>					
3. 地震・津波情報の種類等 (略)				3. 地震・津波情報の種類等 (略)					
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域	②その他修正 長周期地震動に関する観測情報の追加等 【南海トラフ地震防災官 田中】	354		

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	その市町村名を公表。 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表。			名と市町村毎の観測した震度を公表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を公表。		
推計震度分布図			推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。		
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報を発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動の周期別階級等を発表。		
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報と	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュー	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発		

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。		ド 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	表*。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表		
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。					

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
イ 地震活動に関する解説資料等 (略)			イ 地震活動に関する解説資料等 (略)			②その他修正 全国版と地域版を分けて記載 【南海トラフ地震防災官 田中】	355
解説資料等の資料	発表基準	内容	解説資料等の種類	発表基準	内容		
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。	地震解説資料 ( <u>全国速報版・地域速報版</u> )	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時( <u>速地地震による発表時除く</u> ) ・熊本県で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、 <u>地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u> ・ <u>地震解説資料(全国速報版)上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</u> ・ <u>地震解説資料(地域速報版)上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</u>		
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動					

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
		など関連する情報を編集した資料。	地震解説資料 ( <u>全国詳細版・地域詳細版</u> )	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・熊本県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・ <u>地震解説資料(全国詳細版)地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> ・ <u>地震解説資料(地域詳細版)地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地</u>		
管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。					

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ウ 津波に関する情報 津波情報の種類と発表内容</p> <p>(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図</p>	<p>地震活動図</p> <p>・定期（毎月初旬）</p> <p>域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある。</p> <p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の熊本県の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p> <p>ウ 津波に関する情報 津波情報の種類と発表内容 <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>津波警報等</u>の伝達系統</p>	<p>②その他修正 津波予報を別途記載しているため削除 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p> <p>②その他修正 伝達系統図の修正 【熊本地方気象台 南海トラフ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p>	<p>355</p> <p>362</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達経路の確認徹底を行うこと。 (2) 加入・庁内電話、防災情報提供システム、緊急伝達メールのネットワーク、防災行政無線システム、防災行政無線システム、全国標準警報システム（J-ALERT）、防災情報メール。 (3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。 (注) 二重線で囲まれている情報は、気象業務法施行令第5条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の破線は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知しはる周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (注) 伝達経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知しはる周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>4. 震度情報ネットワークによる震度情報の収集（県知事公室）</p>	<p>(注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達経路の確認徹底を行うこと。 (2) 加入・庁内電話、防災情報提供システム、緊急伝達メールのネットワーク、防災行政無線システム、防災行政無線システム、全国標準警報システム（J-ALERT）、防災情報メール。 (3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。 (注) 二重線で囲まれている情報は、気象業務法施行令第5条第1号及び第2号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の破線は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知しはる周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (注) 伝達経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知しはる周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>4. 震度情報ネットワークによる震度情報の収集（県知事公室）</p>		

第2編 地震・津波対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
<p>県は県内 74 箇所（熊本市設置分 1 箇所を含む）に計測震度計を設置 報道機関等を通じて公表（現在県内 105 箇所）</p> <p>第7節ガス施設応急対策（西部ガス熊本地区、民生用LPガス事業者） 1. 都市ガス施設の災害応急対策 西部ガスの災害対策 （略）</p> <p>(2) 非常時の体制 地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。</p>		<p>県は県内 74 箇所（熊本市設置分 1 箇所を含む）に計測震度計を設置 報道機関等を通じて公表（現在県内 106 箇所）</p> <p>第7節ガス施設応急対策（西部ガス熊本地区、民生用LPガス事業者） 1. 都市ガス施設の災害応急対策 西部ガスの災害対策 （略）</p> <p>(2) 非常時の体制 地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。</p>		<p>②その他修正 県内の震度観測点の修正 【熊本地方気象台 南海トラブ地震防災官 田中（096-324-3283）】</p>	367
第1非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合	第1非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合	<p>②その他修正 現行の社内要領等と調整 【西部ガス】</p>	377
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合	第2非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合		
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合	第3非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合		
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により	総合非常体制	供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災		

第2編 地震・津波対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
<p>広域・大規模な災害が発生した場合 （略）</p> <p>(7) 災害復旧 被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に復旧を実施するものとする。 （略）</p> <p>エ 他事業者との協力 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。</p>		<p>害が発生した場合 （略）</p> <p>(7) 災害復旧 被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、救急告示病院、福祉施設等の社会的優先度の高い施設について、優先的に復旧を実施するものとする。 （略）</p> <p>エ 他事業者との協力 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。</p>		<p>②その他修正 現行の社内要領等と調整 【西部ガス】</p>	378
				<p>②その他修正 現行の社内要領等と調整 【西部ガス】</p>	380

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第2節 災害危険地域指定 1. 災害危険箇所等の把握 <u>(新規)</u>	第2節 災害危険地域指定 1. 災害危険箇所等の把握 <u>(3) 県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u>	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表 P15）の反映 修正適当【土木技術管理課 村上（53249）】 【河川課 松本（53749）】	391
<u>(新規)</u>	<u>5. 盛土関係</u> <u>(1) 盛土による災害の防止のための取組み</u> 県及び市町村は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。 また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表 P15）の反映 修正適当【土木技術管理課 村上（53249）】 【建築課 脇上（54065）】	392
<u>(新規)</u>	<u>(2) 是正指導</u> 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	①R4.6 防災基本計画修正（新旧表 P15）の反映 修正適当【土木技術管理課 村上（53249）】	392

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
1. 総則 2. 熊本県火山防災協議会 (1) 熊本県火山防災協議会 熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、活動火山特別措置法第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。	1. 総則 2. 熊本県火山防災協議会 (1) 熊本県火山防災協議会 熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、活動火山特別措置法第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。 <u>なお、噴火が発生した際には、必要に応じて熊本県火山防災協議会を開催するものとする。</u>	②その他修正 必要に応じた協議会開催の明記 【危機管理防災課 小林（39051）】	397
3. 防災体制の整備 阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合の防災体制は次のとおりとする。 なお、阿蘇火山の火山活動が活発化した場合の避難計画の策定等の対策については、熊本県火山防災協議会での協議を踏まえ、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組みべき対策を推進するものとする。	3. 防災体制の整備 阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合の防災体制は次のとおりとする。 なお、阿蘇火山の火山活動が活発化した場合の避難計画の策定等については、熊本県火山防災協議会での協議を踏まえ、 <u>阿蘇火山広域避難計画に基づき</u> 、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組みべき対策を推進するものとする。	②その他修正 阿蘇火山広域避難計画に基づいた火山防災対策の明記 【危機管理防災課 小林（39051）】	398
(2) 関係市町村 ア 阿蘇火山防災対策推進のため、災害対策基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。	(2) 関係市町村 ア 阿蘇火山防災対策推進のため、災害対策基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。 <u>なお、噴火が発生した際には、必要に応じて阿蘇火山防災会議協議会の会議を開催するものとする。</u>	②その他修正 必要に応じた協議会開催の明記 【危機管理防災課 小林（39051）】	398
5. 防災対策事業等の推進 (1) 県 県は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。	5. 防災対策事業等の推進 (1) 県 県は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、 <u>関係市町村や阿蘇火山防災協議会等の関係機関と連携し</u> 、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。	②その他修正 防災対策事業の追加 【危機管理防災課 小林（39051）】	398
ア 火山現象の調査、研究及びその成果の普及	ア 火山現象の調査、研究及びその成果の普及		



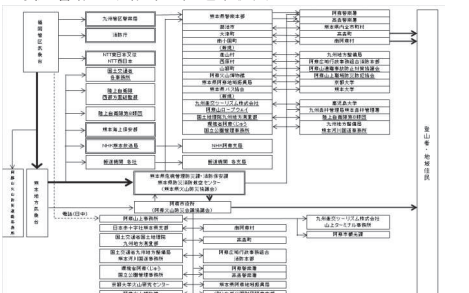
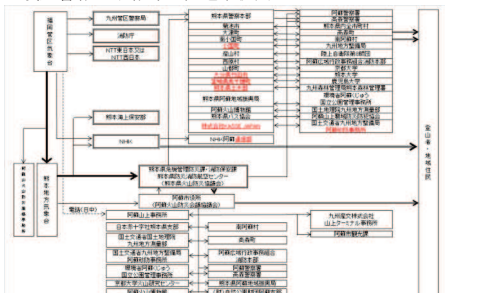
第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進 ウ 関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、又は指導 エ 火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範囲（被害想定区域）を定めた火山ハザードマップの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援 オ 監視システムの構築 カ 上記以外で、活動火山対策特別措置法第5条に規定された火山防災に関する事項 <u>（新規）</u>	イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進 ウ 関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、又は指導 エ 火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範囲（被害想定区域）を定めた火山ハザードマップの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援 オ 監視システムの構築 <u>カ 防災訓練の実施（噴火警戒レベル4以上の被害を想定した訓練）</u> <u>キ 火山噴火に伴い広域避難を行う場合の広域避難計画の策定</u> <u>ク 上記以外で、活動火山対策特別措置法第5条に規定された火山防災に関する事項</u>		
(2) 関係市町村 関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、阿蘇火山防災協議協議会等の関係機関と連携し、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。 ア 阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進（阿蘇市、南阿蘇村、高森町に限る） イ 避難施設（退避壕・退避舎、避難路、ヘリポート、警報装置等）の整備 ウ 防災訓練の実施 エ 火山防災マップの作成及び防災教育の推進 オ 上記以外で、活動火山対策特別措置法第6条に規定された火山防災に関する事項	(2) 関係市町村 関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、 <u>県</u> や阿蘇火山防災協議協議会等の関係機関と連携し、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。 ア 阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進（阿蘇市、南阿蘇村、高森町に限る） イ 避難施設（退避壕・退避舎、避難路、ヘリポート、警報装置等）の整備 ウ 防災訓練の実施 <u>（噴火警戒レベル3以下の被害を想定した訓練）</u> エ 火山防災マップの作成及び防災教育の推進 オ 上記以外で、活動火山対策特別措置法第6条に規定された火山防災に関する事項	②その他修正 補足説明の追加 【危機管理防災課 小林（39051）】	399
2. 災害予防対策 (1) 火山現象の予報及び警報 (略)	2. 災害予防対策 (1) 火山現象の予報及び警報 (略)	②その他修正 順番の並び替え 【危機管理防災課 小林（39051）】	400
(2) 降灰予報 (略)	(2) <u>噴火速報</u> (略)		

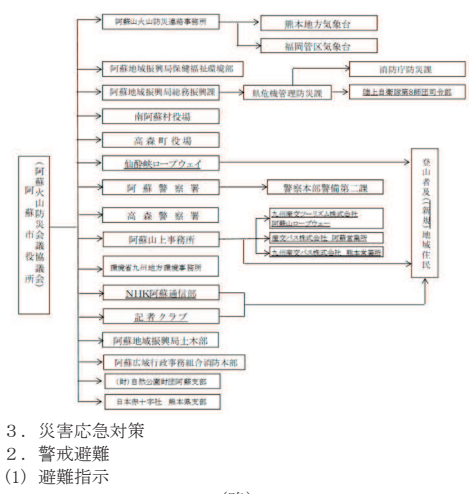
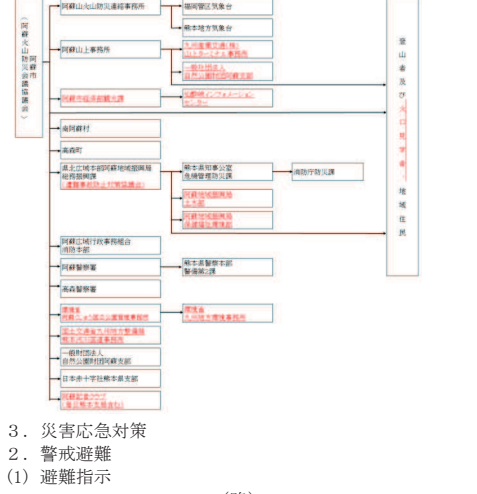
第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																												
(3) 火山ガス予報 (略)	(3) <u>火山の状況に関する解説情報</u> (略)																														
(4) 火山現象に関する情報の種類 ア 火山の状況に関する解説情報 (略)	(4) <u>降灰予報</u> (略)																														
イ 噴火速報 (略)	(5) <u>火山ガス予報</u> (略)																														
ウ 火山活動解説資料 (略)	(6) <u>火山現象に関する情報の種類</u> ア <u>火山活動解説資料</u> (略)																														
エ 月間火山概況 (略)	イ <u>月間火山概況</u> (略)																														
オ 噴火に関する火山観測報 (略)	ウ <u>噴火に関する火山観測報</u> (略)																														
阿蘇山の噴火警戒レベル	阿蘇山の噴火警戒レベル	②その他修正 新たな文献を反映 【危機管理防災課 小林（39051）】	402																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火山口側</td> <td>5（避難）</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある。</td> <td>避難が必要な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・溶岩流が居住地域に到達、あるいは接近している【急ぎ事項】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が年間の約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約6,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）</td> </tr> <tr> <td>4（避難準備）</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある（可能性が高まっている）。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、避難準備の調整等が必要。</td> <td>・溶岩流が接近し、3km以内で噴火が起きた場合には居住地域まで到達する恐れがある【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）</td> </tr> </tbody> </table>	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	居住地域及びそれより火山口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある。	避難が必要な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは接近している【急ぎ事項】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が年間の約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約6,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難準備の調整等が必要。	・溶岩流が接近し、3km以内で噴火が起きた場合には居住地域まで到達する恐れがある【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火山口側</td> <td>5（避難）</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・溶岩流が居住地域に到達、あるいは接近している【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）</td> </tr> <tr> <td>4（避難準備）</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある（可能性が高まっている）。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備の調整、住民の避難の準備等が必要。</td> <td>・溶岩流が接近し、3km以内で噴火が起きた場合には居住地域まで到達する恐れがある【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）</td> </tr> </tbody> </table>	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	居住地域及びそれより火山口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは接近している【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備の調整、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流が接近し、3km以内で噴火が起きた場合には居住地域まで到達する恐れがある【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）	②その他修正 順番の並び替え 【危機管理防災課 小林（39051）】	403
対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																											
居住地域及びそれより火山口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある。	避難が必要な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは接近している【急ぎ事項】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が年間の約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約6,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）																											
	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難準備の調整等が必要。	・溶岩流が接近し、3km以内で噴火が起きた場合には居住地域まで到達する恐れがある【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）																											
対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																											
居住地域及びそれより火山口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは接近している【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）																											
	4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する恐れがある（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備の調整、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流が接近し、3km以内で噴火が起きた場合には居住地域まで到達する恐れがある【過去事例】 【過去事例】 約1,700年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,400年前：溶岩流が居住域からの約5kmまで到達 約1,000年前以降：溶岩流が居住域まで到達（流出火口は不明）																											
(5) 噴火予報及び噴火警報文の内容 (略)	(7) 噴火予報及び噴火警報文の内容 (略)																														
(6) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報 (略)	(8) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報 (略)																														
(7) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備	(9) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備																														

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>○噴火警報・予報等の伝達系統図</p> 	<p>(略)</p> <p>○噴火警報・予報等の伝達系統図</p> 	<p>②その他修正 熊本県火山防災協議会 規約改正に伴う追加及 び機関名変更 【危機管理防災課 小林 (39051)】</p>	404
<p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法第15条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (新規)</p> <p>(注) 太線の経路は、「噴火警報」「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(注) 二重線の経路は、 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の必要な措置の通報又は要請等 ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 (新規)</p>	<p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、<b>気象業務法施行令第8条第1号及び第9条</b>の規定に基づく法定伝達先。 (注) <b>二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</b></p> <p>(注) 太線及び二重線の経路は、<b>火山現象警報、火山現象特別警報</b>、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、<b>通報又は必要な措置の要請等</b>が義務付けられている伝達経路。 (注) NHKへの通報において、<b>通信障害時には熊本地方気象台からNHK熊本放送局へ通報する。</b></p>	<p>②その他修正 実情に応じた変更及び文言の修正 【危機管理防災課 小林 (39051)】</p>	404
<p>(10) 災害危険予想区域の把握等 (略)</p>	<p>(10) 災害危険予想区域の把握等 (略)</p>	<p>②その他修正 阿蘇火山防災計画と整</p>	405

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>阿蘇火山噴火対策協議会</p>  <p>3. 災害応急対策 2. 警戒避難 (1) 避難指示 (略)</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「<b>屋内安全確保</b>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>4. 土砂災害対策 (2) 緊急ソフト対策 県、九州地方整備局、気象庁等は、避難対策支援や緊急減災対策工事の安全確保を主な目的として、次の対策を実施する。</p>	<p>阿蘇火山噴火対策協議会</p>  <p>3. 災害応急対策 2. 警戒避難 (1) 避難指示 (略)</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「<b>緊急安全確保</b>」を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>4. 土砂災害対策 (2) 緊急ソフト対策 県、九州地方整備局、気象庁等は、避難対策支援や緊急減災対策工事の安全確保を主な目的として、次の対策を実施する。</p>	<p>合 【危機管理防災課 小林 (39051)】</p>	407
<p>①R4.6 防災基本計画修正(新旧表P20)の反映修正適当【危機管理防災課 小林 (39051)】</p>	<p>②その他修正</p>	408	

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
ア 避難対策支援のための関係市町村への情報提供土砂災害防止法に基づく九州地方整備局による緊急調査等)	ア 避難対策支援のための関係市町村への情報提供 (九州地方整備局による土砂災害防止法に基づく九州地方整備局による緊急調査、リアルタイムハザードマップの作成等)	リアルタイムハザードマップ運用開始に伴う文言追加 【危機管理防災課 小林 (39051)】	

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第1節 災害予防 (熊本海上保安部、関係機関) (略)	第1節 海上災害予防 (熊本海上保安部、関係機関) (略)	②その他修正 災害表記の統一 【危機管理防災課 川中 (39044)】	410
第2節 災害応急対策 (熊本海上保安部) (略)	第2節 海上災害応急対策 (熊本海上保安部、 <u>県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、関係機関</u> ) (略)	②その他修正 災害表記の統一及び組織体制に係る関係課の追加 【危機管理防災課 川中 (39044)】	412
(2) 熊本県の措置 県は、県又は近隣の海域で海上災害が発生したときは、所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。 ア 組織の確立 油排出等の海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。  (ア) 第1警戒体制 海上災害が発生し、人命救助の必要が生じる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。 同課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部に連絡するものとする。	(2) 熊本県の措置 県は、県又は近隣の海域で海上災害が発生したときは、所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。 ア 組織の確立 油排出等の海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。  (ア) 第1警戒体制 海上災害が発生し、人命救助が必要となる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。 同課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部に連絡するものとする。	②その他修正 組織体制に係る文言の整理 【危機管理防災課 川中 (39044)】	415

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 災害警戒本部 海上災害が発生し多数の人命に損害が及ぶおそれが生じた場合又は本県近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に流出油の到達する可能性が高いと見込まれるときは、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。</p> <p>関係課においては、職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、循環社会推進課、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。</p> <p>各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(ウ) 災害対策本部 海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じるおそれがある場合又は本県近海で油排出事故が発生し排出油が大量に本県に漂着すると認められる場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 災害警戒本部 海上災害が発生し多数の人命に損害が生じるおそれがある場合又は本県近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に流出油の到達する可能性が高いと見込まれるときは、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。</p> <p>関係課においては、職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、循環社会推進課、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。</p> <p>各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(ウ) 災害対策本部 海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じた場合、若しくは生じるおそれがある場合、本県近海で油排出事故が発生し排出油が大量に本県に漂着すると認められる場合又はその他知事が必要と認めた場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>ケ 航路等の障害物除去等 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産</p>	<p>②その他修正 組織体制に係る文言の整理 【危機管理防災課 川中 (39044)】</p> <p>②その他修正 組織体制に係る文言の整理 【危機管理防災課 川中 (39044)】</p> <p>①R4.6 防災基本計画修正 (新旧表 P20) の反映修正適当【漁港漁場整備課 岩永 (38544)】</p>	<p>415</p> <p>415</p> <p>416</p>

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<p>省)に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。</p>	<p>【港湾課 左村 (53859)】</p>	

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1節 航空機災害応急対策（県知事公室、県企画振興部、県土木部、市町村、熊本空港、関係機関）（略）</p> <p>1. 各関係機関の措置 航空機災害が発生した場合、熊本空港事務所及び熊本国際空港株式会社又は天草空港管理事務所は、県、県警察及び市町村長（消防機関を含む。）と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報 (イ) 空港内で災害が発生した場合（天草空港） 天草警察署 天草空港詰所 (略)</p> <p>エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。</p>	<p>第1節 航空機災害応急対策（県知事公室、県企画振興部、<b>県健康福祉部</b>、県土木部、市町村、<b>阿蘇くまもと空港</b>、関係機関）（略）</p> <p>1. 各関係機関の措置 航空機災害が発生した場合、熊本国際空港株式会社又は天草空港管理事務所は、<b>県、県警察及び市町村長（消防機関を含む。）と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。</b></p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報 (イ) 空港内で災害が発生した場合（天草空港） 天草警察署 (略)</p> <p>エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。<b>（阿蘇くまもと空港）</b></p>	<p>②その他修正組織体制に係る関係機関の追加 【危機管理防災課 川中（39044）】 ②その他修正関係機関の修正 【KKIAC】</p> <p>②その他修正空港の民営化に伴う修正 【危機管理防災課 時松（39062）】</p> <p>②その他修正実態に沿った修正 【港湾課 左村（53859）】</p> <p>②その他修正空港名の追記【KKIAC】</p>	<p>423</p> <p>423</p> <p>424</p> <p>425</p>

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名(熊本県)</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">空港関係機関</td> <td>1 熊本国際空港株式会社</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊</td> <td>867-4884 熊本中央区八重木2-17-1</td> </tr> <tr> <td>5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班</td> <td>862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎</td> </tr> <tr> <td>8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所</td> <td>872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課</td> </tr> <tr> <td>9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所</td> <td>866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">国府行政機関</td> <td>10 熊本県 知事公室 危機管理防災課</td> <td>862-8570 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>862-8570 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地方自治体</td> <td>16 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> <tr> <td>17 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> <tr> <td>18 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> <tr> <td>19 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> <tr> <td>20 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> <tr> <td>21 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	区分	機関名(熊本県)	備 考 欄	空港関係機関	1 熊本国際空港株式会社	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊	867-4884 熊本中央区八重木2-17-1	5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班	862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎	8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所	872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課	9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所	866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内	国府行政機関	10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区北町南-18-1	11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	862-8570 熊本中央区北町南-18-1	12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	地方自治体	16 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	17 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	18 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	19 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	20 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	21 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊</td> <td>867-4884 熊本中央区八重木2-17-1</td> </tr> <tr> <td>5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班</td> <td>862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎</td> </tr> <tr> <td>8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所</td> <td>872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課</td> </tr> <tr> <td>9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所</td> <td>866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内</td> </tr> <tr> <td>10 熊本県 知事公室 危機管理防災課</td> <td>862-8570 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>862-8570 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>16 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> <tr> <td>17 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。（天草空港）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名(熊本県)</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 熊本県 知事公室 危機管理防災課</td> <td>862-8570 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊</td> <td>867-4884 熊本中央区八重木2-17-1</td> </tr> <tr> <td>5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班</td> <td>867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2</td> </tr> <tr> <td>7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班</td> <td>862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎</td> </tr> <tr> <td>8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所</td> <td>872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課</td> </tr> <tr> <td>9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所</td> <td>866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内</td> </tr> <tr> <td>10 熊本県 知事公室 危機管理防災課</td> <td>862-8570 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>862-8570 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)</td> <td>868-1728 熊本中央区北町南-18-1</td> </tr> <tr> <td>16 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> <tr> <td>17 阿蘇市 総務課</td> <td>867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884</td> </tr> </tbody> </table>	2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊	867-4884 熊本中央区八重木2-17-1	5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班	862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎	8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所	872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課	9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所	866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内	10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区北町南-18-1	11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	862-8570 熊本中央区北町南-18-1	12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	16 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	17 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	機関名(熊本県)	備 考 欄	1 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区北町南-18-1	2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊	867-4884 熊本中央区八重木2-17-1	5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2	7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班	862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎	8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所	872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課	9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所	866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内	10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区北町南-18-1	11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	862-8570 熊本中央区北町南-18-1	12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1	16 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	17 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884	<p>②その他修正組織名の変更 【熊本市防災計画課 328-2354】</p> <p>②その他修正委員の助言を受け、天草空港の関係機関窓口の追加。 【港湾課 左村（53859）】</p> <p>②その他修正組織体制に係る規定の追加 【危機管理防災課 川中（39044）】 ②その他修正空港名の修正 【KKIAC】</p>	<p>425</p> <p>425</p> <p>426</p>
区分	機関名(熊本県)	備 考 欄																																																																																																																					
空港関係機関	1 熊本国際空港株式会社	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																					
	2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																					
	3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																					
	4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊	867-4884 熊本中央区八重木2-17-1																																																																																																																					
	5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																					
	6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																					
	7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班	862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎																																																																																																																					
	8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所	872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課																																																																																																																					
	9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所	866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内																																																																																																																					
国府行政機関	10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																					
	11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	862-8570 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																					
	12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																					
	13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																					
	14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																					
	15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																					
地方自治体	16 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																					
	17 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																					
	18 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																					
	19 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																					
	20 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																					
	21 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																					
2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																						
3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																						
4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊	867-4884 熊本中央区八重木2-17-1																																																																																																																						
5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																						
6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																						
7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班	862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎																																																																																																																						
8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所	872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課																																																																																																																						
9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所	866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内																																																																																																																						
10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	862-8570 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
16 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																						
17 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																						
機関名(熊本県)	備 考 欄																																																																																																																						
1 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
2 国土交通省 大分航空部 熊本空港事務所 総務課	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																						
3 国交省 陸上自衛隊 高城隊分屯隊	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																						
4 国交省 陸上自衛隊 第1師団 一隊隊分屯隊	867-4884 熊本中央区八重木2-17-1																																																																																																																						
5 国交省 長崎駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																						
6 国交省 福岡駐留 八代駐留支隊 熊本空港出陣班	867-2204 上益城郡益城町小畑1802-2																																																																																																																						
7 国交省 福岡駐留 熊本空港出陣班	862-0971 熊本中央区北2-3-1-53 熊本県庁内庁舎																																																																																																																						
8 農林水産省 動物検疫所 熊本空港出張所	872-0851 福岡市博多区大字東本7-29 国際課																																																																																																																						
9 農林水産省 門司検疫所 八代出張所	866-0032 八代市南町1-9 八代検疫所内庁舎内																																																																																																																						
10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
11 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	862-8570 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
12 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
13 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
14 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
15 熊本県 警察本部 危機管理防災課 危機管理課 (消防隊を除く)	868-1728 熊本中央区北町南-18-1																																																																																																																						
16 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																						
17 阿蘇市 総務課	867-2298 阿蘇郡阿蘇町大字東山884																																																																																																																						
<p>(2) 広報</p>	<p>(2) 組織の確立 県は、阿蘇くまもと空港、天草空港及び県内において、航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があるときは、次の体制により所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p> <p>ア 第1警戒体制 航空機の墜落等が発生し、又は発生した可能性があり、人命救助が必要となる可能性がある場合には、航空機災害に関する情報の伝達および被害情報の収集を行うため、危</p>	<p>②その他修正組織体制に係る規定の追加 【危機管理防災課 川中（39044）】 ②その他修正空港名の修正 【KKIAC】</p>	<p>426</p>																																																																																																																				

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定 (略)</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」 ・(一財)航空保安協会熊本第二事務所 (略)</p> <p>(4) 救出救護及び死体の搜索活動</p>	<p><u>機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 災害警戒本部</u> 航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、多数の人命に損害が生じるおそれがある場合には、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。 関係課においては、職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。 なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規定第4条第4項に定める各課のほか、交通政策課、港湾課、医療政策課とする。 各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p><u>ウ 災害対策本部</u> 航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、多数の人命に損害が生じた場合、若しくは生じる可能性がある場合又はその他知事が必要と認めた場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(3) <u>広報</u> (略)</p> <p>(4) <u>消防活動及び警戒区域の設定</u> (略)</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」 ・<u>(削除)</u> (略)</p> <p>(5) <u>救出救護及び死体の搜索活動</u></p>	<p>②その他修正 業務委託先変更に伴う修正 【KKIAC】</p>	426

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(5) <u>交通規制</u> (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(6) 交通規制</u> (略)</p>		

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第3章 災害予防</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1. 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び所在県との情報収集・連絡体制を整備する。</p> <p>また、県、市町村及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連絡体制の一層の充実を図る。</p>	<p>第3章 災害予防</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1. 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社と平成24年7月6日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」、平成25年3月28日に「玄海原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」を締結しており、これに定められた「非常時」、「異常時」及び「平常時」の各当該事象が川内原子力発電所及び玄海原子力発電所において発生した場合には、九州電力株式会社は本県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡を実施することとしている。</p> <p>また、県、市町村及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連絡体制の一層の充実を図る。</p>	<p>②その他修正 情報連絡手段の明文化</p>	457
<p>第4章 災害応急対策</p> <p>第4節 住民避難等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p>	<p>第4章 災害応急対策</p> <p>第4節 住民避難等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p>	<p>②その他修正 防災会議開催時には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が変更されるため。 【健康危機管理課 池田 (33166)】</p>	461

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表 (令和5年5月)

旧	新	修正理由等	頁																																																																																																																																																																																																																																																
<p>第2章 防災体制の確立</p> <p>第1節 組織の整備</p> <p>(2) 八代市、八代市消防団</p> <p>②八代市消防団 (八代方面隊) R3.4.1 現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指揮者</th> <th>校区名</th> <th>分団名</th> <th>実数</th> <th>消防担当区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">副隊長・指導員</td> <td rowspan="2">代 隔</td> <td>第1</td> <td>58</td> <td>出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>5</td> <td>南原町、北松神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳源町</td> </tr> <tr> <td>八 代</td> <td>第3</td> <td>18</td> <td>南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築浜町、新港町1丁目～4丁目</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">副隊長・指導員</td> <td rowspan="3">太田郷</td> <td>第4</td> <td>128</td> <td>奥国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、橋、浪川、大手、横手上、畠倉丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、祿、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、綿、末広、夕雲各町</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td></td> <td>東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td></td> <td>長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮 地</td> <td>第21</td> <td>28</td> <td>妙見町、宮地町、西宮町</td> </tr> <tr> <td>第22</td> <td>2</td> <td>古籠町</td> </tr> <tr> <td>宮地東</td> <td>第23</td> <td>18</td> <td>東町</td> </tr> <tr> <td>龍 峯</td> <td>第31</td> <td>106</td> <td>川田町東、川田町西、養善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">副隊長・指導員</td> <td rowspan="2">松 高</td> <td>第9</td> <td></td> <td>松崎町、河原町、水鏡町、高小原町</td> </tr> <tr> <td>第10</td> <td>9</td> <td>高島町、沖町、井揚町</td> </tr> <tr> <td>第11</td> <td></td> <td>大島町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八千代</td> <td>第12</td> <td>7</td> <td>大村町、海士江町、上野町</td> </tr> <tr> <td>第13</td> <td>7</td> <td>古岡上町、古岡中町、古岡下町、古岡浜町、田中町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">郡 隔</td> <td>第19</td> <td>7</td> <td>郡隔一番町、郡隔二番町、郡隔三番町、郡隔四番町、郡隔五番町、郡隔六番町</td> </tr> <tr> <td>第20</td> <td>113</td> <td>郡隔七番町、郡隔八番町、郡隔九番町、郡隔十番町、郡隔十一番町、郡隔十二番町</td> </tr> <tr> <td>第27</td> <td>4</td> <td>昭和日連町、昭和明徳町、昭和同仁町</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">副隊長・指導員</td> <td rowspan="2">昭和</td> <td>第7</td> <td>42</td> <td>迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町</td> </tr> <tr> <td>第8</td> <td>26</td> <td>植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高 田</td> <td>第14</td> <td>5</td> <td>豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町</td> </tr> <tr> <td>第15</td> <td>5</td> <td>高下東町、高下西町、本野町、平山新町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金 剛</td> <td>第16</td> <td></td> <td>敷川内町、榎合町、揚町</td> </tr> <tr> <td>第17</td> <td>12</td> <td>水島町、高橋本町</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">副隊長・指導員</td> <td rowspan="2">日奈久</td> <td>第24</td> <td></td> <td>日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町</td> </tr> <tr> <td>第25</td> <td>58</td> <td>日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町</td> </tr> <tr> <td>第26</td> <td></td> <td>日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二 見</td> <td>第28</td> <td></td> <td>二見洲口町</td> </tr> <tr> <td>第29</td> <td>58</td> <td>二見本町、二見赤松町</td> </tr> <tr> <td>第30</td> <td></td> <td>二見下大野町、二見野田崎町</td> </tr> <tr> <td>全校区</td> <td>本部</td> <td>24</td> <td>八代全校区</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>81</td> <td>1,057</td> <td>(注)団員の総数1,125人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員11人含む)</td> </tr> </tbody> </table>	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域	副隊長・指導員	代 隔	第1	58	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町	第2	5	南原町、北松神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳源町	八 代	第3	18	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築浜町、新港町1丁目～4丁目	副隊長・指導員	太田郷	第4	128	奥国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、橋、浪川、大手、横手上、畠倉丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、祿、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、綿、末広、夕雲各町	第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町	第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町	宮 地	第21	28	妙見町、宮地町、西宮町	第22	2	古籠町	宮地東	第23	18	東町	龍 峯	第31	106	川田町東、川田町西、養善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川	副隊長・指導員	松 高	第9		松崎町、河原町、水鏡町、高小原町	第10	9	高島町、沖町、井揚町	第11		大島町	八千代	第12	7	大村町、海士江町、上野町	第13	7	古岡上町、古岡中町、古岡下町、古岡浜町、田中町	郡 隔	第19	7	郡隔一番町、郡隔二番町、郡隔三番町、郡隔四番町、郡隔五番町、郡隔六番町	第20	113	郡隔七番町、郡隔八番町、郡隔九番町、郡隔十番町、郡隔十一番町、郡隔十二番町	第27	4	昭和日連町、昭和明徳町、昭和同仁町	副隊長・指導員	昭和	第7	42	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町	第8	26	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町	高 田	第14	5	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町	第15	5	高下東町、高下西町、本野町、平山新町	金 剛	第16		敷川内町、榎合町、揚町	第17	12	水島町、高橋本町	副隊長・指導員	日奈久	第24		日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町	第25	58	日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町	第26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町	二 見	第28		二見洲口町	第29	58	二見本町、二見赤松町	第30		二見下大野町、二見野田崎町	全校区	本部	24	八代全校区	計	81	1,057	(注)団員の総数1,125人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員11人含む)	<p>第2章 防災体制の確立</p> <p>第1節 組織の整備</p> <p>(2) 八代市、八代市消防団</p> <p>②八代市消防団 (八代方面隊) R4.4.1 現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指揮者</th> <th>校区名</th> <th>分団名</th> <th>実数</th> <th>消防担当区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">副隊長・指導員</td> <td rowspan="2">代 隔</td> <td>第1</td> <td>57</td> <td>出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>5</td> <td>南原町、北松神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳源町</td> </tr> <tr> <td>八 代</td> <td>第3</td> <td>18</td> <td>南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築浜町、新港町1丁目～4丁目</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">副隊長・指導員</td> <td rowspan="3">太田郷</td> <td>第4</td> <td>123</td> <td>奥国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、橋、浪川、大手、横手上、畠倉丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、祿、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、綿、末広、夕雲各町</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td></td> <td>東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td></td> <td>長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮 地</td> <td>第21</td> <td>28</td> <td>妙見町、宮地町、西宮町</td> </tr> <tr> <td>第22</td> <td>2</td> <td>古籠町</td> </tr> <tr> <td>宮地東</td> <td>第23</td> <td>14</td> <td>東町</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">副隊長・指導員</td> <td rowspan="2">松 高</td> <td>第9</td> <td></td> <td>川田町東、川田町西、養善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川</td> </tr> <tr> <td>第10</td> <td>8</td> <td>松崎町、河原町、水鏡町、高小原町</td> </tr> <tr> <td>第11</td> <td></td> <td>高島町、沖町、井揚町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八千代</td> <td>第12</td> <td>7</td> <td>大村町、海士江町、上野町</td> </tr> <tr> <td>第13</td> <td>7</td> <td>古岡上町、古岡中町、古岡下町、古岡浜町、田中町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">郡 隔</td> <td>第19</td> <td>7</td> <td>郡隔一番町、郡隔二番町、郡隔三番町、郡隔四番町、郡隔五番町、郡隔六番町</td> </tr> <tr> <td>第20</td> <td>111</td> <td>郡隔七番町、郡隔八番町、郡隔九番町、郡隔十番町、郡隔十一番町、郡隔十二番町</td> </tr> <tr> <td>第27</td> <td>4</td> <td>昭和日連町、昭和明徳町、昭和同仁町</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">副隊長・指導員</td> <td rowspan="2">昭和</td> <td>第7</td> <td>38</td> <td>迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町</td> </tr> <tr> <td>第8</td> <td>23</td> <td>植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高 田</td> <td>第14</td> <td>5</td> <td>豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町</td> </tr> <tr> <td>第15</td> <td>5</td> <td>高下東町、高下西町、本野町、平山新町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金 剛</td> <td>第16</td> <td></td> <td>敷川内町、榎合町、揚町</td> </tr> <tr> <td>第17</td> <td>12</td> <td>水島町、高橋本町</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">副隊長・指導員</td> <td rowspan="2">日奈久</td> <td>第24</td> <td></td> <td>日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町</td> </tr> <tr> <td>第25</td> <td>56</td> <td>日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町</td> </tr> <tr> <td>第26</td> <td></td> <td>日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二 見</td> <td>第28</td> <td></td> <td>二見洲口町</td> </tr> <tr> <td>第29</td> <td>60</td> <td>二見本町、二見赤松町</td> </tr> <tr> <td>第30</td> <td></td> <td>二見下大野町、二見野田崎町</td> </tr> <tr> <td>全校区</td> <td>本部</td> <td>33</td> <td>八代全校区</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>82</td> <td>1,057</td> <td>(注)団員の総数1,069人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員11人含む)</td> </tr> </tbody> </table>	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域	副隊長・指導員	代 隔	第1	57	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町	第2	5	南原町、北松神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳源町	八 代	第3	18	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築浜町、新港町1丁目～4丁目	副隊長・指導員	太田郷	第4	123	奥国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、橋、浪川、大手、横手上、畠倉丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、祿、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、綿、末広、夕雲各町	第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町	第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町	宮 地	第21	28	妙見町、宮地町、西宮町	第22	2	古籠町	宮地東	第23	14	東町	副隊長・指導員	松 高	第9		川田町東、川田町西、養善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川	第10	8	松崎町、河原町、水鏡町、高小原町	第11		高島町、沖町、井揚町	八千代	第12	7	大村町、海士江町、上野町	第13	7	古岡上町、古岡中町、古岡下町、古岡浜町、田中町	郡 隔	第19	7	郡隔一番町、郡隔二番町、郡隔三番町、郡隔四番町、郡隔五番町、郡隔六番町	第20	111	郡隔七番町、郡隔八番町、郡隔九番町、郡隔十番町、郡隔十一番町、郡隔十二番町	第27	4	昭和日連町、昭和明徳町、昭和同仁町	副隊長・指導員	昭和	第7	38	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町	第8	23	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町	高 田	第14	5	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町	第15	5	高下東町、高下西町、本野町、平山新町	金 剛	第16		敷川内町、榎合町、揚町	第17	12	水島町、高橋本町	副隊長・指導員	日奈久	第24		日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町	第25	56	日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町	第26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町	二 見	第28		二見洲口町	第29	60	二見本町、二見赤松町	第30		二見下大野町、二見野田崎町	全校区	本部	33	八代全校区	計	82	1,057	(注)団員の総数1,069人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員11人含む)	<p>時点修正</p>	21
指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域																																																																																																																																																																																																																																															
副隊長・指導員	代 隔	第1	58	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町																																																																																																																																																																																																																																															
		第2	5	南原町、北松神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳源町																																																																																																																																																																																																																																															
	八 代	第3	18	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築浜町、新港町1丁目～4丁目																																																																																																																																																																																																																																															
副隊長・指導員	太田郷	第4	128	奥国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、橋、浪川、大手、横手上、畠倉丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、祿、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、綿、末広、夕雲各町																																																																																																																																																																																																																																															
		第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町																																																																																																																																																																																																																																															
		第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町																																																																																																																																																																																																																																															
	宮 地	第21	28	妙見町、宮地町、西宮町																																																																																																																																																																																																																																															
		第22	2	古籠町																																																																																																																																																																																																																																															
	宮地東	第23	18	東町																																																																																																																																																																																																																																															
龍 峯	第31	106	川田町東、川田町西、養善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川																																																																																																																																																																																																																																																
副隊長・指導員	松 高	第9		松崎町、河原町、水鏡町、高小原町																																																																																																																																																																																																																																															
		第10	9	高島町、沖町、井揚町																																																																																																																																																																																																																																															
	第11		大島町																																																																																																																																																																																																																																																
	八千代	第12	7	大村町、海士江町、上野町																																																																																																																																																																																																																																															
		第13	7	古岡上町、古岡中町、古岡下町、古岡浜町、田中町																																																																																																																																																																																																																																															
郡 隔	第19	7	郡隔一番町、郡隔二番町、郡隔三番町、郡隔四番町、郡隔五番町、郡隔六番町																																																																																																																																																																																																																																																
	第20	113	郡隔七番町、郡隔八番町、郡隔九番町、郡隔十番町、郡隔十一番町、郡隔十二番町																																																																																																																																																																																																																																																
	第27	4	昭和日連町、昭和明徳町、昭和同仁町																																																																																																																																																																																																																																																
副隊長・指導員	昭和	第7	42	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町																																																																																																																																																																																																																																															
		第8	26	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町																																																																																																																																																																																																																																															
	高 田	第14	5	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町																																																																																																																																																																																																																																															
		第15	5	高下東町、高下西町、本野町、平山新町																																																																																																																																																																																																																																															
	金 剛	第16		敷川内町、榎合町、揚町																																																																																																																																																																																																																																															
		第17	12	水島町、高橋本町																																																																																																																																																																																																																																															
副隊長・指導員	日奈久	第24		日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町																																																																																																																																																																																																																																															
		第25	58	日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町																																																																																																																																																																																																																																															
	第26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町																																																																																																																																																																																																																																																
	二 見	第28		二見洲口町																																																																																																																																																																																																																																															
		第29	58	二見本町、二見赤松町																																																																																																																																																																																																																																															
	第30		二見下大野町、二見野田崎町																																																																																																																																																																																																																																																
	全校区	本部	24	八代全校区																																																																																																																																																																																																																																															
	計	81	1,057	(注)団員の総数1,125人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員11人含む)																																																																																																																																																																																																																																															
	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域																																																																																																																																																																																																																																														
	副隊長・指導員	代 隔	第1	57	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町																																																																																																																																																																																																																																														
第2			5	南原町、北松神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳源町																																																																																																																																																																																																																																															
八 代		第3	18	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築浜町、新港町1丁目～4丁目																																																																																																																																																																																																																																															
副隊長・指導員	太田郷	第4	123	奥国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、橋、浪川、大手、横手上、畠倉丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、祿、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、綿、末広、夕雲各町																																																																																																																																																																																																																																															
		第5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町																																																																																																																																																																																																																																															
		第6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町																																																																																																																																																																																																																																															
	宮 地	第21	28	妙見町、宮地町、西宮町																																																																																																																																																																																																																																															
		第22	2	古籠町																																																																																																																																																																																																																																															
	宮地東	第23	14	東町																																																																																																																																																																																																																																															
副隊長・指導員	松 高	第9		川田町東、川田町西、養善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川																																																																																																																																																																																																																																															
		第10	8	松崎町、河原町、水鏡町、高小原町																																																																																																																																																																																																																																															
	第11		高島町、沖町、井揚町																																																																																																																																																																																																																																																
	八千代	第12	7	大村町、海士江町、上野町																																																																																																																																																																																																																																															
		第13	7	古岡上町、古岡中町、古岡下町、古岡浜町、田中町																																																																																																																																																																																																																																															
郡 隔	第19	7	郡隔一番町、郡隔二番町、郡隔三番町、郡隔四番町、郡隔五番町、郡隔六番町																																																																																																																																																																																																																																																
	第20	111	郡隔七番町、郡隔八番町、郡隔九番町、郡隔十番町、郡隔十一番町、郡隔十二番町																																																																																																																																																																																																																																																
	第27	4	昭和日連町、昭和明徳町、昭和同仁町																																																																																																																																																																																																																																																
副隊長・指導員	昭和	第7	38	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町																																																																																																																																																																																																																																															
		第8	23	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町																																																																																																																																																																																																																																															
	高 田	第14	5	豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町																																																																																																																																																																																																																																															
		第15	5	高下東町、高下西町、本野町、平山新町																																																																																																																																																																																																																																															
	金 剛	第16		敷川内町、榎合町、揚町																																																																																																																																																																																																																																															
		第17	12	水島町、高橋本町																																																																																																																																																																																																																																															
副隊長・指導員	日奈久	第24		日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町																																																																																																																																																																																																																																															
		第25	56	日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町																																																																																																																																																																																																																																															
	第26		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町																																																																																																																																																																																																																																																
	二 見	第28		二見洲口町																																																																																																																																																																																																																																															
		第29	60	二見本町、二見赤松町																																																																																																																																																																																																																																															
	第30		二見下大野町、二見野田崎町																																																																																																																																																																																																																																																
	全校区	本部	33	八代全校区																																																																																																																																																																																																																																															
	計	82	1,057	(注)団員の総数1,069人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員11人含む)																																																																																																																																																																																																																																															

<p>(7) NTT西日本熊本支店</p> <p>ア 組織</p> <p>(ア) NTT西日本熊本支店 災害対策本部</p>	<p>(7) NTT西日本熊本支店</p> <p>ア 組織</p> <p>(ア) NTT西日本熊本支店 災害対策本部</p>	<p>社名変更</p>	<p>25</p>
<p>(8) 九州電力</p> <p>災害対応は、九州電力送配電株式会社熊本支社（以下「九州電力送配電熊本支社」という。）と一体的に行う。</p>	<p>(8) 九州電力</p> <p>災害対応は、九州電力株式会社熊本支店（以下「九州電力熊本支店」という。）及び九州電力送配電株式会社熊本支社（以下「九州電力送配電熊本支社」という。）が一体的に行う。</p>	<p>分かりやすい表現への変更</p>	<p>26</p>

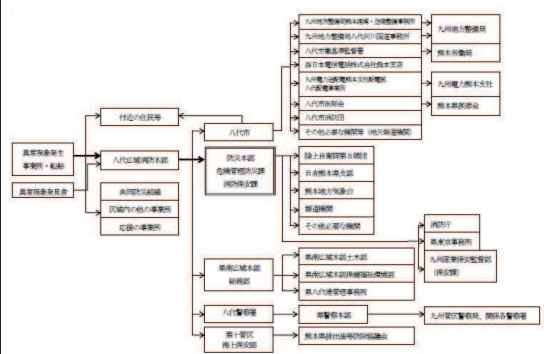
<p>(9) 日赤熊本県支部</p>	<p>(9) 日赤熊本県支部</p>	<p>実情に応じた変更</p>	<p>27</p>
--------------------	--------------------	-----------------	-----------



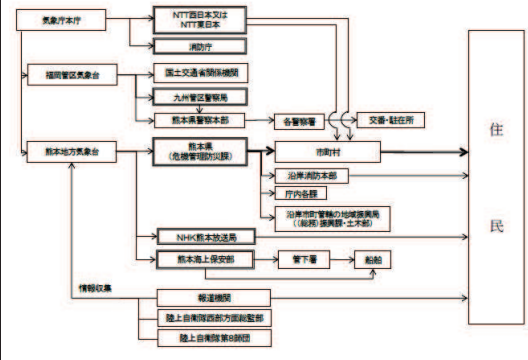
第4章 災害応急対策計画

第2節 災害情報等収集伝達計画

表1 異常現象発生直後(現地本部設置前)における伝達系統



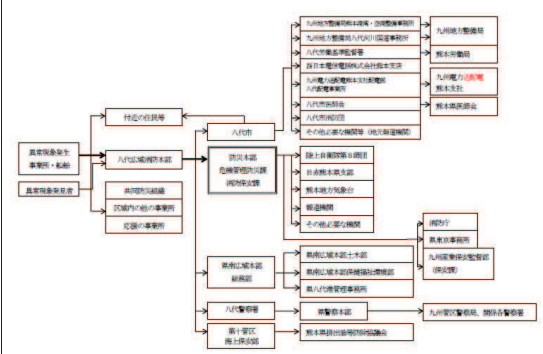
2 津波警報等



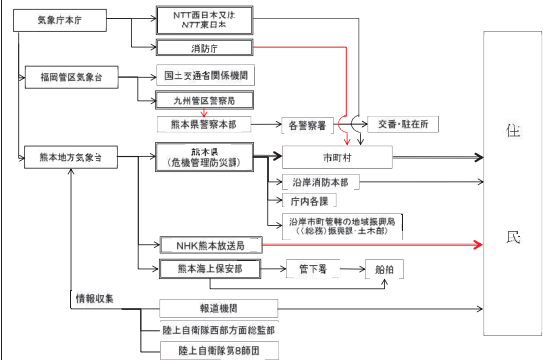
第4章 災害応急対策計画

第2節 災害情報等収集伝達計画

表1 異常現象発生直後(現地本部設置前)における伝達系統



2 津波警報等



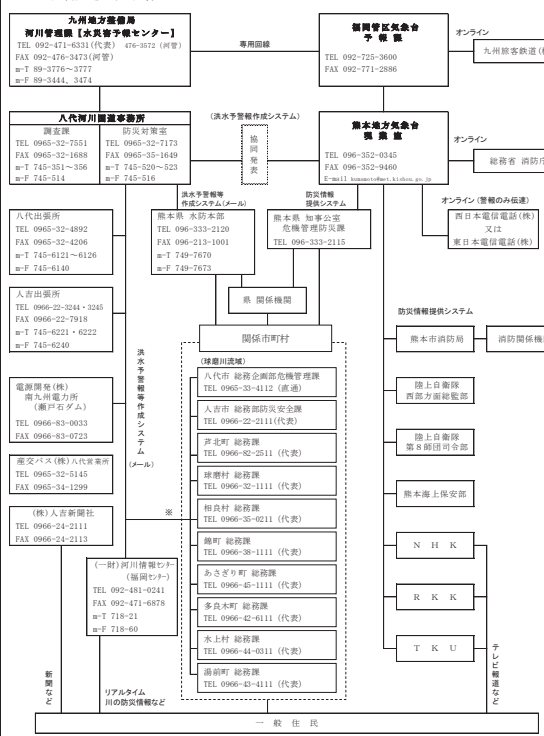
実情に即した修正

3 9

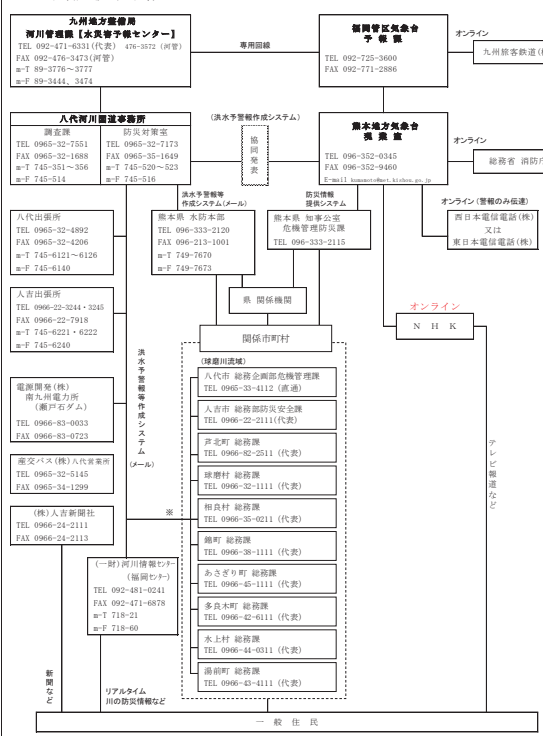
実情に即した修正

4 1

3 球磨川洪水予報



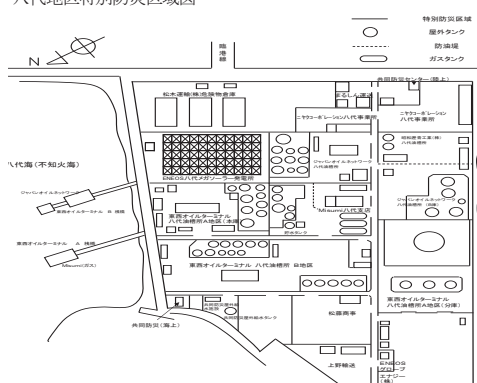
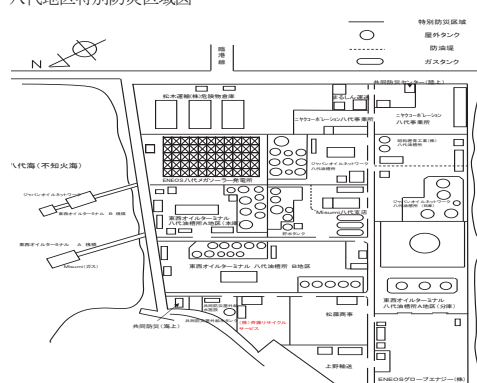
3 球磨川洪水予報



防災情報提供装置専用線禁止による修正

4 3

(案)

旧	新	修正理由等	頁																																																																																																																																
<p>第1章 (総則) 関係</p> <p>1 八代地区特別防災区域図</p>  <p>2 八代地区特別防災区域内事業所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業所名称</th> <th colspan="2">種別</th> <th colspan="2">危険物貯蔵量(トン)</th> <th colspan="2">危険物取扱量(トン)</th> <th colspan="2">危険物取扱者数</th> <th colspan="2">危険物取扱者種別</th> <th colspan="2">危険物取扱者種別</th> <th colspan="2">危険物取扱者種別</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種石油類</td> <td>12,510.00</td> <td>第二種石油類</td> <td>10,500.00</td> <td>第三種石油類</td> <td>20,000.00</td> <td>第一種石油類</td> <td>1,000.00</td> <td>第二種石油類</td> <td>1,000.00</td> <td>第三種石油類</td> <td>1,000.00</td> <td>第一種石油類</td> <td>1,000.00</td> <td>第二種石油類</td> <td>1,000.00</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> </tr> </tbody> </table>	事業所名称		種別		危険物貯蔵量(トン)		危険物取扱量(トン)		危険物取扱者数		危険物取扱者種別		危険物取扱者種別		危険物取扱者種別		品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	第一種石油類	12,510.00	第二種石油類	10,500.00	第三種石油類	20,000.00	第一種石油類	1,000.00	第二種石油類	1,000.00	第三種石油類	1,000.00	第一種石油類	1,000.00	第二種石油類	1,000.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	<p>第1章 (総則) 関係</p> <p>1 八代地区特別防災区域図</p>  <p>2 八代地区特別防災区域内事業所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業所名称</th> <th colspan="2">種別</th> <th colspan="2">危険物貯蔵量(トン)</th> <th colspan="2">危険物取扱量(トン)</th> <th colspan="2">危険物取扱者数</th> <th colspan="2">危険物取扱者種別</th> <th colspan="2">危険物取扱者種別</th> <th colspan="2">危険物取扱者種別</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種石油類</td> <td>12,510.00</td> <td>第二種石油類</td> <td>10,500.00</td> <td>第三種石油類</td> <td>20,000.00</td> <td>第一種石油類</td> <td>1,000.00</td> <td>第二種石油類</td> <td>1,000.00</td> <td>第三種石油類</td> <td>1,000.00</td> <td>第一種石油類</td> <td>1,000.00</td> <td>第二種石油類</td> <td>1,000.00</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> <td>合計</td> <td>43,010.00</td> </tr> </tbody> </table>	事業所名称		種別		危険物貯蔵量(トン)		危険物取扱量(トン)		危険物取扱者数		危険物取扱者種別		危険物取扱者種別		危険物取扱者種別		品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	第一種石油類	12,510.00	第二種石油類	10,500.00	第三種石油類	20,000.00	第一種石油類	1,000.00	第二種石油類	1,000.00	第三種石油類	1,000.00	第一種石油類	1,000.00	第二種石油類	1,000.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	<p>新規事業所追加に伴うレイアウトの変更</p> <p>貯蔵量等の変更に伴う修正</p>	<p>5 4</p> <p>5 5</p>
事業所名称		種別		危険物貯蔵量(トン)		危険物取扱量(トン)		危険物取扱者数		危険物取扱者種別		危険物取扱者種別		危険物取扱者種別																																																																																																																					
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量																																																																																																																				
第一種石油類	12,510.00	第二種石油類	10,500.00	第三種石油類	20,000.00	第一種石油類	1,000.00	第二種石油類	1,000.00	第三種石油類	1,000.00	第一種石油類	1,000.00	第二種石油類	1,000.00																																																																																																																				
合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00																																																																																																																				
事業所名称		種別		危険物貯蔵量(トン)		危険物取扱量(トン)		危険物取扱者数		危険物取扱者種別		危険物取扱者種別		危険物取扱者種別																																																																																																																					
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量																																																																																																																				
第一種石油類	12,510.00	第二種石油類	10,500.00	第三種石油類	20,000.00	第一種石油類	1,000.00	第二種石油類	1,000.00	第三種石油類	1,000.00	第一種石油類	1,000.00	第二種石油類	1,000.00																																																																																																																				
合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00	合計	43,010.00																																																																																																																				

- 1 -

(案)

旧	新	修正理由等	頁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>3 特定事業所における危険物施設一覧表</p> <p>(1) 事業所名 東西オイルターミナル(株)八代油槽所 No.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">施設名称(タンク番号)</th> <th rowspan="2">危険物名(1)は石油類</th> <th colspan="2">許可</th> <th colspan="2">屋外タンク</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>貯蔵取扱量</th> <th>年月日</th> <th>直径</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">(A地区本庫)</td> <td>79D1-1</td> <td>重油(3)</td> <td>499</td> <td>S43.9.9</td> <td>9.700</td> <td>7.650</td> <td>固定型</td> </tr> <tr> <td>2号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>995</td> <td>〃</td> <td>11.640</td> <td>10.714</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>3号タンク</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>1,325</td> <td>〃</td> <td>13.510</td> <td>10.655</td> <td>内部浮ぶた</td> </tr> <tr> <td>4号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>478</td> <td>〃</td> <td>7.760</td> <td>10.724</td> <td>固定型</td> </tr> <tr> <td>5号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>748</td> <td>〃</td> <td>9.700</td> <td>10.754</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>6号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>748</td> <td>〃</td> <td>9.700</td> <td>10.754</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>7号タンク</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>996</td> <td>〃</td> <td>11.640</td> <td>10.684</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>8号タンク</td> <td>潤滑油(4)</td> <td>188</td> <td>〃</td> <td>5.820</td> <td>7.700</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>9号タンク</td> <td>軽油(2)</td> <td>3,300</td> <td>S45.4.18</td> <td>19.730</td> <td>12.220</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>11号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>9</td> <td>S48.5.16</td> <td>1.940</td> <td>3.119</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>重油(3)</td> <td>990</td> <td>S43.8.17</td> <td>10.640</td> <td>12.180</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>102</td> <td>軽油(2)</td> <td>1,580</td> <td>〃</td> <td>13.560</td> <td>12.155</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>1,980</td> <td>〃</td> <td>15.500</td> <td>12.165</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>104</td> <td>重油(3)</td> <td>990</td> <td>〃</td> <td>10.640</td> <td>12.186</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>300</td> <td>〃</td> <td>6.770</td> <td>9.140</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td></td> <td></td> <td>15,126.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内貯蔵所</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>軽油(2)</td> <td>1.60</td> <td></td> <td>H26.2.13</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油(2)</td> <td>1.40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油(3)</td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td></td> <td></td> <td>4.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般取扱所</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>軽油(2)</td> <td>2,000</td> <td>S43.9.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油(2)</td> <td>1,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油(3)</td> <td>1,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>潤滑油(4)</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td></td> <td></td> <td>5,118.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">移送取扱所</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>軽油(2)</td> <td>2,500</td> <td>S49.4.30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油(2)</td> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油(3)</td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td></td> <td></td> <td>8,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A地区本庫)</td> <td></td> <td></td> <td>28,248.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	施設名称(タンク番号)	危険物名(1)は石油類	許可		屋外タンク		備考	貯蔵取扱量	年月日	直径	高さ	(A地区本庫)	79D1-1	重油(3)	499	S43.9.9	9.700	7.650	固定型	2号タンク	重油(3)	995	〃	11.640	10.714	〃	3号タンク	ガソリン(1)	1,325	〃	13.510	10.655	内部浮ぶた	4号タンク	重油(3)	478	〃	7.760	10.724	固定型	5号タンク	重油(3)	748	〃	9.700	10.754	〃	6号タンク	重油(3)	748	〃	9.700	10.754	〃	7号タンク	ガソリン(1)	996	〃	11.640	10.684	〃	8号タンク	潤滑油(4)	188	〃	5.820	7.700	〃	9号タンク	軽油(2)	3,300	S45.4.18	19.730	12.220	〃	11号タンク	重油(3)	9	S48.5.16	1.940	3.119	〃	101	重油(3)	990	S43.8.17	10.640	12.180	〃	102	軽油(2)	1,580	〃	13.560	12.155	〃	103	ガソリン(1)	1,980	〃	15.500	12.165	〃	104	重油(3)	990	〃	10.640	12.186	〃	105	ガソリン(1)	300	〃	6.770	9.140	〃	(小計)			15,126.00					屋内貯蔵所	ガソリン(1)	軽油(2)	1.60		H26.2.13			灯油(2)	1.40					重油(3)	1.00					(小計)			4.00					一般取扱所	ガソリン(1)	軽油(2)	2,000	S43.9.9				灯油(2)	1,800					重油(3)	1,300					潤滑油(4)	18					(小計)			5,118.000				移送取扱所	ガソリン(1)	軽油(2)	2,500	S49.4.30				灯油(2)	3,500					重油(3)	2,000					(小計)			8,000				合計(A地区本庫)			28,248.000					<p>3 特定事業所における危険物施設一覧表</p> <p>(1) 事業所名 東西オイルターミナル(株)八代油槽所 No.1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">施設名称(タンク番号)</th> <th rowspan="2">危険物名(1)は石油類</th> <th colspan="2">許可</th> <th colspan="2">屋外タンク</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>貯蔵取扱量</th> <th>年月日</th> <th>直径</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">(A地区本庫)</td> <td>79D1-1</td> <td>重油(3)</td> <td>499</td> <td>S43.9.9</td> <td>9.700</td> <td>7.650</td> <td>固定型</td> </tr> <tr> <td>2号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>995</td> <td>〃</td> <td>11.640</td> <td>10.714</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>3号タンク</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>1,325</td> <td>〃</td> <td>13.510</td> <td>10.655</td> <td>内部浮ぶた</td> </tr> <tr> <td>4号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>478</td> <td>〃</td> <td>7.760</td> <td>10.724</td> <td>固定型</td> </tr> <tr> <td>5号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>748</td> <td>〃</td> <td>9.700</td> <td>10.754</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>6号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>748</td> <td>〃</td> <td>9.700</td> <td>10.754</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>7号タンク</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>996</td> <td>〃</td> <td>11.640</td> <td>10.684</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>8号タンク</td> <td>潤滑油(4)</td> <td>188</td> <td>〃</td> <td>5.820</td> <td>7.700</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>9号タンク</td> <td>軽油(2)</td> <td>3,300</td> <td>S45.4.18</td> <td>19.730</td> <td>12.220</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>11号タンク</td> <td>重油(3)</td> <td>9</td> <td>S48.5.16</td> <td>1.940</td> <td>3.119</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>重油(3)</td> <td>990</td> <td>S43.8.17</td> <td>10.640</td> <td>12.180</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>102</td> <td>軽油(2)</td> <td>1,580</td> <td>〃</td> <td>13.560</td> <td>12.155</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>103</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>1,980</td> <td>〃</td> <td>15.500</td> <td>12.165</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>104</td> <td>重油(3)</td> <td>990</td> <td>〃</td> <td>10.640</td> <td>12.186</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>300</td> <td>〃</td> <td>6.770</td> <td>9.140</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td></td> <td></td> <td>15,111.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内貯蔵所</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>軽油(2)</td> <td>1.60</td> <td></td> <td>H26.2.13</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油(2)</td> <td>1.40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油(3)</td> <td>1.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td></td> <td></td> <td>4.00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般取扱所</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>軽油(2)</td> <td>2,000</td> <td>S43.9.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油(2)</td> <td>1,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油(3)</td> <td>1,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>潤滑油(4)</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td></td> <td></td> <td>5,118.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">移送取扱所</td> <td>ガソリン(1)</td> <td>軽油(2)</td> <td>2,500</td> <td>S49.4.30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油(2)</td> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油(3)</td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(小計)</td> <td></td> <td></td> <td>8,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A地区本庫)</td> <td></td> <td></td> <td>28,233.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	施設名称(タンク番号)	危険物名(1)は石油類	許可		屋外タンク		備考	貯蔵取扱量	年月日	直径	高さ	(A地区本庫)	79D1-1	重油(3)	499	S43.9.9	9.700	7.650	固定型	2号タンク	重油(3)	995	〃	11.640	10.714	〃	3号タンク	ガソリン(1)	1,325	〃	13.510	10.655	内部浮ぶた	4号タンク	重油(3)	478	〃	7.760	10.724	固定型	5号タンク	重油(3)	748	〃	9.700	10.754	〃	6号タンク	重油(3)	748	〃	9.700	10.754	〃	7号タンク	ガソリン(1)	996	〃	11.640	10.684	〃	8号タンク	潤滑油(4)	188	〃	5.820	7.700	〃	9号タンク	軽油(2)	3,300	S45.4.18	19.730	12.220	〃	11号タンク	重油(3)	9	S48.5.16	1.940	3.119	〃	101	重油(3)	990	S43.8.17	10.640	12.180	〃	102	軽油(2)	1,580	〃	13.560	12.155	〃	103	ガソリン(1)	1,980	〃	15.500	12.165	〃	104	重油(3)	990	〃	10.640	12.186	〃	105	ガソリン(1)	300	〃	6.770	9.140	〃	(小計)			15,111.00					屋内貯蔵所	ガソリン(1)	軽油(2)	1.60		H26.2.13			灯油(2)	1.40					重油(3)	1.00					(小計)			4.00					一般取扱所	ガソリン(1)	軽油(2)	2,000	S43.9.9				灯油(2)	1,800					重油(3)	1,300					潤滑油(4)	18					(小計)			5,118.000				移送取扱所	ガソリン(1)	軽油(2)	2,500	S49.4.30				灯油(2)	3,500					重油(3)	2,000					(小計)			8,000				合計(A地区本庫)			28,233.000					<p>貯蔵量等の変更に伴う修正</p>	<p>5 6</p>
施設区分				施設名称(タンク番号)	危険物名(1)は石油類	許可			屋外タンク		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	貯蔵取扱量	年月日	直径			高さ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(A地区本庫)	79D1-1	重油(3)	499	S43.9.9	9.700	7.650	固定型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号タンク	重油(3)	995	〃	11.640	10.714	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	3号タンク	ガソリン(1)	1,325	〃	13.510	10.655	内部浮ぶた																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	4号タンク	重油(3)	478	〃	7.760	10.724	固定型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	5号タンク	重油(3)	748	〃	9.700	10.754	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	6号タンク	重油(3)	748	〃	9.700	10.754	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	7号タンク	ガソリン(1)	996	〃	11.640	10.684	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	8号タンク	潤滑油(4)	188	〃	5.820	7.700	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	9号タンク	軽油(2)	3,300	S45.4.18	19.730	12.220	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	11号タンク	重油(3)	9	S48.5.16	1.940	3.119	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	101	重油(3)	990	S43.8.17	10.640	12.180	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	102	軽油(2)	1,580	〃	13.560	12.155	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	103	ガソリン(1)	1,980	〃	15.500	12.165	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	104	重油(3)	990	〃	10.640	12.186	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	105	ガソリン(1)	300	〃	6.770	9.140	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(小計)			15,126.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
屋内貯蔵所	ガソリン(1)	軽油(2)	1.60		H26.2.13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	灯油(2)	1.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	重油(3)	1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(小計)			4.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
一般取扱所	ガソリン(1)	軽油(2)	2,000	S43.9.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	灯油(2)	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	重油(3)	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	潤滑油(4)	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(小計)			5,118.000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
移送取扱所	ガソリン(1)	軽油(2)	2,500	S49.4.30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	灯油(2)	3,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	重油(3)	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(小計)			8,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計(A地区本庫)			28,248.000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
施設区分	施設名称(タンク番号)	危険物名(1)は石油類	許可		屋外タンク		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			貯蔵取扱量	年月日	直径	高さ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(A地区本庫)	79D1-1	重油(3)	499	S43.9.9	9.700	7.650	固定型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2号タンク	重油(3)	995	〃	11.640	10.714	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	3号タンク	ガソリン(1)	1,325	〃	13.510	10.655	内部浮ぶた																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	4号タンク	重油(3)	478	〃	7.760	10.724	固定型																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	5号タンク	重油(3)	748	〃	9.700	10.754	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	6号タンク	重油(3)	748	〃	9.700	10.754	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	7号タンク	ガソリン(1)	996	〃	11.640	10.684	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	8号タンク	潤滑油(4)	188	〃	5.820	7.700	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	9号タンク	軽油(2)	3,300	S45.4.18	19.730	12.220	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	11号タンク	重油(3)	9	S48.5.16	1.940	3.119	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	101	重油(3)	990	S43.8.17	10.640	12.180	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	102	軽油(2)	1,580	〃	13.560	12.155	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	103	ガソリン(1)	1,980	〃	15.500	12.165	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	104	重油(3)	990	〃	10.640	12.186	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	105	ガソリン(1)	300	〃	6.770	9.140	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(小計)			15,111.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
屋内貯蔵所	ガソリン(1)	軽油(2)	1.60		H26.2.13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	灯油(2)	1.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	重油(3)	1.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(小計)			4.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
一般取扱所	ガソリン(1)	軽油(2)	2,000	S43.9.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	灯油(2)	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	重油(3)	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	潤滑油(4)	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(小計)			5,118.000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
移送取扱所	ガソリン(1)	軽油(2)	2,500	S49.4.30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	灯油(2)	3,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	重油(3)	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	(小計)			8,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計(A地区本庫)			28,233.000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

- 2 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表 (令和5年5月)

No. 2									
番 号	施 設 区 分	施設名称 (タンク番 号等)	危険物名 (1)は石油類	許 可		屋 外 タ ン ク			備 考
				貯 蔵 取 扱 量	年 月 日	直 径	高 さ	層 数	
<b>( A地区分庫 )</b>									
19	屋外タンク貯蔵所	79D1-14号タンク	灯油 (2)	15,950	S46.2.16	32.940	19.870	固定型	
20	"	79D-15号タンク	重油 (3)	918	S54.2.16	11.640	9.237	"	
21	"	79D-16号タンク	"	920	S57.8.9	11.640	9.237	"	
22	"	79D-17号タンク	"	920	"	11.640	9.222	"	
(小 計)				18,708					
23	屋外貯蔵所	第3石油類		18	H5.8.25				
24	"	第2石油類		18	"				
25	"	"		18	"				
(小 計)				54					
合計 (A地区分庫)				18,762					
合計 (A地区)				47,010.000					

No. 2									
番 号	施 設 区 分	施設名称 (タンク番 号等)	危険物名 (1)は石油類	許 可		屋 外 タ ン ク			備 考
				貯 蔵 取 扱 量	年 月 日	直 径	高 さ	層 数	
<b>( A地区分庫 )</b>									
19	屋外タンク貯蔵所	79D1-14号タンク	灯油 (2)	9,900	S46.2.16	32.940	12.378	固定型	
20	"	79D-15号タンク	重油 (3)	918	S54.2.16	11.640	9.237	"	
21	"	79D-16号タンク	"	920	S57.8.9	11.640	9.237	"	
22	"	79D-17号タンク	"	920	"	11.640	9.222	"	
(小 計)				12,658					
23	屋外貯蔵所	第3石油類		18	H5.8.25				
24	"	第2石油類		18	"				
25	"	"		18	"				
(小 計)				54					
合計 (A地区分庫)				12,712					
合計 (A地区)				40,945.000					

貯蔵量等の変更に伴う修正 57

- 3 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表 (令和5年5月)

No. 3									
番 号	施 設 区 分	施設名称 (タンク番 号等)	危険物名 (1)は石油類	許 可		屋 外 タ ン ク			備 考
				貯 蔵 取 扱 量	年 月 日	直 径	高 さ	層 数	
<b>( B地区 )</b>									
26	屋外タンク貯蔵所	1番タンク	ガソリン (1)	1,800	S48.10.17	13.560	13.700	内部浮ふた	
27	"	2番タンク	"	996	S44.7.16	11.640	10.640	"	
28	"	3番タンク	"	400	"	8.710	7.620	固定型	
29	"	4番タンク	"	400	"	8.710	7.620	"	
30	"	5番タンク	重油 (3)	400	"	8.710	7.620	"	休止
31	"	7番タンク	"	990	S48.10.19	11.620	10.610	"	
32	"	8番タンク	"	900	S44.7.16	10.640	10.660	"	
33	"	9番タンク	軽油 (2)	990	"	11.620	10.540	"	
34	"	10番タンク	"	995	"	11.620	10.560	"	休止
35	"	11番タンク	"	995	"	11.620	10.660	"	
36	"	13号タンク	灯油 (2)	1,862	S49.7.29	13.560	13.680	"	
37	"	14号タンク	軽油 (2)	1,860	"	13.560	13.680	"	
38	"	15号タンク	灯油 (2)	1,862	"	13.560	13.700	"	
39	"	16号タンク	"	1,865	"	13.560	13.700	"	休止
40	"	17号タンク	重油 (3)	1,862	"	13.560	13.680	"	
(小 計)				18,177					
41	屋外貯蔵所	トラム置場	潤滑油 (3)	40	H3.5.28				休止
		"	" (4)	90					
(小 計)				130					
42	屋内貯蔵所	危険物倉庫	ガソリン (1) 灯油・軽油 (2) 重油 (3)	1.6 1.4 1.0	H19.7.25				
(小 計)				4.0					
43	一般取扱所	ローマ機場	ガソリン (1) 灯油・軽油 (2) 重油 (3)	750 1,000 600	H3.4.17				
(小 計)				2,350					
44	移送取扱所	棧橋	ガソリン (1) 灯油・軽油 (2) 重油 (3)	2,000 2,000 2,000	S49.5.1				
(小 計)				6,000					
合計 (B地区)				26,661.0					
総 計				73,671.0					

No. 3									
番 号	施 設 区 分	施設名称 (タンク番 号等)	危険物名 (1)は石油類	許 可		屋 外 タ ン ク			備 考
				貯 蔵 取 扱 量	年 月 日	直 径	高 さ	層 数	
<b>( B地区 )</b>									
26	屋外タンク貯蔵所	1番タンク	ガソリン (1)	1,800	S48.10.17	13.560	13.700	内部浮ふた	
27	"	2番タンク	"	996	S44.7.16	11.640	10.640	"	
28	"	3番タンク	"	400	"	8.710	7.620	固定型	
29	"	4番タンク	"	400	"	8.710	7.620	"	
30	"	5番タンク	重油 (3)	400	"	8.710	7.620	"	休止
31	"	7番タンク	"	990	S48.10.19	11.620	10.610	"	
32	"	8番タンク	"	900	S44.7.16	10.640	10.660	"	
33	"	9番タンク	軽油 (2)	990	"	11.620	10.540	"	
34	"	10番タンク	"	995	"	11.620	10.560	"	休止
35	"	11番タンク	"	995	"	11.620	10.660	"	
36	"	13号タンク	灯油 (2)	1,862	S49.7.29	13.560	13.680	"	
37	"	14号タンク	軽油 (2)	1,860	"	13.560	13.680	"	
38	"	15号タンク	灯油 (2)	1,862	"	13.560	13.700	"	
39	"	16号タンク	"	1,865	"	13.560	13.700	"	休止
40	"	17号タンク	重油 (3)	1,862	"	13.560	13.680	"	
(小 計)				18,177					
41	屋外貯蔵所	トラム置場	潤滑油 (3)	40	H3.5.28				休止
		"	" (4)	90					
(小 計)				130					
42	屋内貯蔵所	危険物倉庫	ガソリン (1) 灯油・軽油 (2) 重油 (3)	1.6 1.4 1.0	H19.7.25				
(小 計)				4.0					
43	一般取扱所	ローマ機場	ガソリン (1) 灯油・軽油 (2) 重油 (3)	750 1,000 600	H3.4.17				
(小 計)				2,350					
44	移送取扱所	棧橋	ガソリン (1) 灯油・軽油 (2) 重油 (3)	2,000 2,000 2,000	S49.5.1				
(小 計)				6,000					
合計 (B地区)				26,661.0					
総 計				67,606.0					

貯蔵量等の変更に伴う修正 58

- 4 -

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表 (令和5年5月)

6 熊本地方気象台関係資料

(1) 月別・年別降水量 (mm)

Table with columns for month, year, and precipitation data for Kumamoto Prefecture. Includes sub-tables for monthly and annual totals.

(2) 月別・年別の風向風速 (16方位、m/s)

Table showing monthly and annual wind direction and speed data for Kumamoto Prefecture across 16 directions.

(3) 震度4以上の地震

Table listing earthquakes with magnitude 4 or higher in Kumamoto Prefecture from 1977 to 2021.

6 熊本地方気象台関係資料

(1) 月別・年別降水量 (mm)

Table with columns for month, year, and precipitation data for Kumamoto Prefecture. Includes sub-tables for monthly and annual totals.

(2) 月別・年別の風向風速 (16方位、m/s)

Table showing monthly and annual wind direction and speed data for Kumamoto Prefecture across 16 directions.

(3) 震度4以上の地震

Table listing earthquakes with magnitude 4 or higher in Kumamoto Prefecture from 1977 to 2022.

時点修正

6 4

時点修正

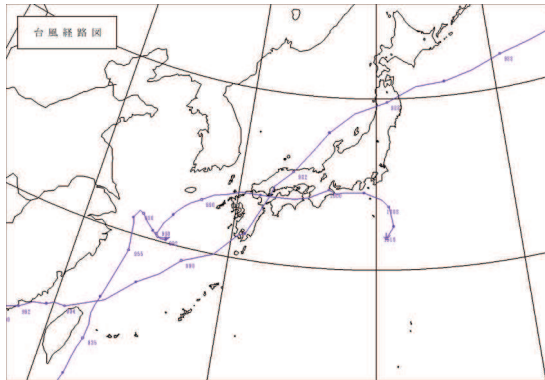
時点修正

6 5

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表 (令和5年5月)

(4) 2021年(令和3年)に上陸した台風の経路図



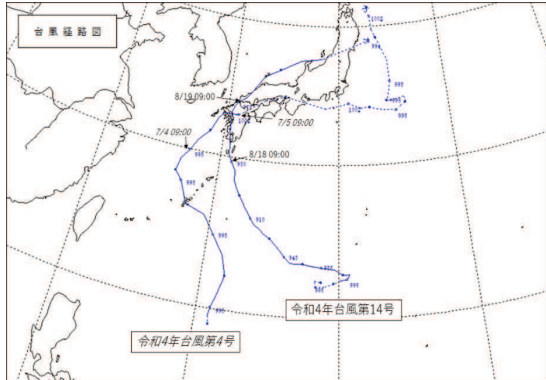
第3章 (災害予防計画) 関係

1 特定事業所等の防災要員、防災資機材等及び特定防災施設等の現況

(1) 自衛防災組織及び共同防災組織の防災資機材等の現況

Table detailing the status of disaster preparedness resources for self-defense and joint disaster prevention organizations in 2021.

(4) 2022年(令和4年)に上陸した台風の経路図



第3章 (災害予防計画) 関係

1 特定事業所等の防災要員、防災資機材等及び特定防災施設等の現況

(1) 自衛防災組織及び共同防災組織の防災資機材等の現況

Table detailing the status of disaster preparedness resources for self-defense and joint disaster prevention organizations in 2022.

時点修正

6 6

時点修正

7 3

Table with 2 columns: 特別防災区域内事業所の防災資機材等の現況. It contains a detailed table of equipment and resources for various facilities.

5 日本赤十字社熊本県支部の救護班、救護資機材の現況

(1) 救護班の現況
災害時における医療救護を迅速にかつ適切に実施するため、次のとおり医療救護班を編成しておく。

ア 常備救護班 9個班(72名)
常備救護班の内訳(1ヶ班)

Table showing the breakdown of the standby rescue team (常備救護班の内訳) with columns for medical staff, nurses, pharmacists, etc.

(2) 救護資機材の現況 (略)

(表省略) (令和3年4月1日現在)

Table with 2 columns: 特別防災区域内事業所の防災資機材等の現況. It contains a detailed table of equipment and resources for various facilities.

5 日本赤十字社熊本県支部の救護班、救護資機材の現況

(1) 救護班の現況
災害時における医療救護を迅速にかつ適切に実施するため、次のとおり医療救護班を編成しておく。

ア 常備救護班 (常備9個班)
※医師・看護師・薬剤師・事務職員等(1個班当たり8名編成)

(2) 救護資機材の現況 (略)

(令和5年4月1日現在)

ア 車両(人員・物資輸送車など) ※一部緊急走行可能
イ 救護所設営装備(テント・発電機・投光器・簡易ベッド・点滴スタンド・担架など)
ウ 医療セット(診療セット、蘇生・外科セット、薬品セット)
エ 事務用品セット
オ 通信装備(日赤業務用無線・衛星電話)
カ 給食装備(野外炊飯器)

時点修正

分かりやすくするための修正

分かりやすくするための修正

第4章 (災害応急計画) 関係

1 熊本県石油コンビナート等防災本部の組織・系統

(1) 組織

イ. 現地本部 (災害が陸上の場合又は陸上及び海上にわたる場合)



ウ. 現地本部 (災害が主として海上の場合)



第4章 (災害応急計画) 関係

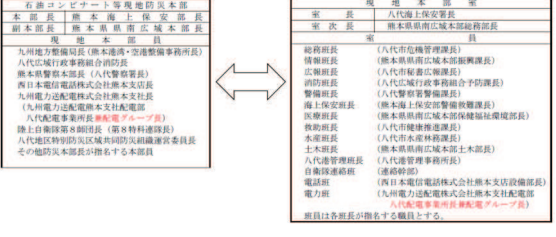
1 熊本県石油コンビナート等防災本部の組織・系統

(1) 組織

イ. 現地本部 (災害が陸上の場合又は陸上及び海上にわたる場合)



ウ. 現地本部 (災害が主として海上の場合)



実情に即した修正

実情に即した修正

5 災害情報等関係機関連絡先一覧表		5 災害情報等関係機関連絡先一覧表		実情に即した修正	9 2
機関名	連絡先(電話番号)	機関名	連絡先(電話番号)		
日本赤十字社熊本県支部	8:300~17:195まで 熊本県支部 096-384-2119 事務推進課長 17:100~翌日の0:30まで 災害対策先遣班 096-384-5462 救護係長	日本赤十字社熊本県支部	8:300~17:195まで 熊本県支部 096-384-2119 事務推進課長 17:000~翌日の0:30まで 災害対策先遣班 096-384-5465 救護係長		
九州電力送配電株式会社 熊本支社 配電部	8:500~17:305まで 八代配電事業所 096-777-9437 配電班長 17:305~翌日の0:30まで 八代配電事業所 096-777-9437 当直責任者(又は当直者)	九州電力送配電株式会社 熊本支社 配電部	8:500~17:305まで 八代配電事業所 096-777-9437 当直責任者(又は当直者) 17:300~翌日の0:30まで 八代配電事業所 096-777-9437 当直責任者(又は当直者)		
機関名	連絡先(電話番号)	機関名	連絡先(電話番号)		
NHK熊本放送局	09:000~19:005まで 放送部 ニュース班 096-326-8207 放送部長 19:000~翌日の0:005まで 放送部 ニュース班(報道班) 096-326-8207 放送部長	NHK熊本放送局	9:000~21:305まで コンテンツセンター/ニュース 096-326-8207 モンターチー長 21:300~翌日の0:305まで コンテンツセンター/ニュース 096-326-8207 モンターチー長		
7 予報等の定義 (1) 特別警報、警報及び注意報 イ 熊本地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準		7 予報等の定義 (1) 特別警報、警報及び注意報 イ 熊本地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準		実情に即した修正	9 3
警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。八代市の基準は次のとおり。 表面雨量指数30以上又は土壌雨量指数166以上。 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。八代市の基準は次のとおり。 ・流域雨量指数基準 深木川流域=13.2、中谷川流域=8、油谷川流域=10.1、百済木川流域=11.9、氷川流域=25.2、水無川流域=14.6、河俣川流域=17.9、小浦川流域=12.3、二見川流域=9.2、下大野川流域=9.5、大鞘川流域=14.3、鏡川流域=5.2、流藻川流域=8.2 ・複合基準 百済木川流域=(16, 9.6)、大鞘川流域=(12, 11)	警報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。八代市の基準は次のとおり。 表面雨量指数30以上又は土壌雨量指数184以上。 洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。八代市の基準は次のとおり。 ・流域雨量指数基準 深木川流域=10.2、中谷川流域=8、油谷川流域=10.1、百済木川流域=11.9、氷川流域=25.2、水無川流域=14.6、河俣川流域=17.9、小浦川流域=12.3、二見川流域=9.2、下大野川流域=9.5、大鞘川流域=14.3、鏡川流域=5.2、流藻川流域=8.2 ・複合基準 球磨川流域=(14, 58.3)、百済木川流域=(16, 9.6)、大鞘川流域=(12, 11)	基準変更に伴う修正	9 6

注 意 報		注 意 報		基準変更に伴う修正	9 7
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 表面雨量指数15以上又は土壌雨量指数111以上。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 表面雨量指数15以上又は土壌雨量指数112以上。		
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・流域雨量指数基準 深木川流域=10.5、中谷川流域=6.4、油谷川流域=8、百済木川流域=9.5、氷川流域=20.1、水無川流域=11.6、河俣川流域=14.3、小浦川流域=9.8、二見川流域=7.3、下大野川流域=7.6、大鞘川流域=11.4、鏡川流域=4.1、流藻川流域=6.5 ・複合基準 百済木川流域=(7, 8.6)、二見川流域=(7, 7.3)、大鞘川流域=(7, 6.8)、鏡川流域=(7, 4.1) ※〇〇川流域=12は、〇〇川流域の流域雨量指数12以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ・流域雨量指数基準 深木川流域=7.6、中谷川流域=6.4、油谷川流域=8、百済木川流域=9.5、氷川流域=20.1、水無川流域=11.6、河俣川流域=14.3、小浦川流域=9.8、二見川流域=7.3、下大野川流域=7.6、大鞘川流域=11.4、鏡川流域=4.1、流藻川流域=6.5 ・複合基準 球磨川流域=(13, 52.5)、百済木川流域=(7, 8.6)、二見川流域=(7, 7.3)、大鞘川流域=(7, 6.8)、鏡川流域=(7, 4.1) ※〇〇川流域=12は、〇〇川流域の流域雨量指数12以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値	基準変更に伴う修正	9 7
(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報 (略)		(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報 (略)		基準変更に伴う修正	1 0 2
津波情報の種類と発表内容		(4) 津波情報 津波情報の種類と発表内容			
津波情報	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)	
津波情報	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	発表内容	津波到達予想時刻・津波到達予想時刻に関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)	
津波情報	津波観測に関する情報	発表内容	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	
津波情報	沖合の津波観測に関する情報	発表内容	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	

(案)

<p>津波に関するその他の情報</p> <p>津波に関するその他の必要な事項を発表</p> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。</li> <li>最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul> <p>(新規)</p> <p>(4) 南海トラフ地震に関連する情報 (略)</p>	<p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。</li> <li>最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul> <p>(5) 津波予報</p> <p>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1"> <tr> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </table> <p>(6) 南海トラフ地震に関連する情報 (略)</p>	発表基準	発表内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>新規追加</p> <p>104</p> <p>記載順変更</p> <p>112</p>
発表基準	発表内容									
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表									
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表									
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表									

(案)

<p>(5) 緊急地震速報 (警報)</p> <p>緊急地震速報 (警報) は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。</p> <p>(6) 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺) (略)</p> <p>(7) 噴火予報 (略)</p> <p>(8) 降灰予報 (略)</p> <p>(9) 火山ガス予報 (略)</p> <p>(10) 火山現象に関する情報 (略)</p> <p>阿蘇山の噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>(避難5)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】有史以降の事例なし 約2,000年前: 溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前: 溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,400年前: 溶岩流が特養岳から約9kmまで到達 約4,800年前: 溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降: 溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>(高齢者等避難4)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。</td> <td>・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】有史以降の事例なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 火災気象通報 (略)</p>	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	居住地域及びそれより火口側	(避難5)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】有史以降の事例なし 約2,000年前: 溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前: 溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,400年前: 溶岩流が特養岳から約9kmまで到達 約4,800年前: 溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降: 溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)	高齢者等避難	(高齢者等避難4)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】有史以降の事例なし	<p>(7) 緊急地震速報 (警報)</p> <p>気象庁は、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域を対象に発表する。</p> <p>(8) 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺) (略)</p> <p>(9) 噴火予報 (略)</p> <p>(10) 降灰予報 (略)</p> <p>(11) 火山ガス予報 (略)</p> <p>(12) 火山現象に関する情報 (略)</p> <p>阿蘇山の噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>(避難5)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】有史以降の事例なし 約2,700年前: 溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,300年前: 溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約3,400年前: 溶岩流が特養岳から約9kmまで到達 約4,800年前: 溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降: 溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>(高齢者等避難4)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。</td> <td>・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】有史以降の事例なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(13) 火災気象通報 (略)</p>	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	居住地域及びそれより火口側	(避難5)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】有史以降の事例なし 約2,700年前: 溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,300年前: 溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約3,400年前: 溶岩流が特養岳から約9kmまで到達 約4,800年前: 溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降: 溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)	高齢者等避難	(高齢者等避難4)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】有史以降の事例なし	<p>長周期地震動階級の取扱いの追加及び記載順変更</p> <p>記載順変更 (8) から (17)</p> <p>新たな文献の追加</p> <p>113</p> <p>114</p>
対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																												
居住地域及びそれより火口側	(避難5)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】有史以降の事例なし 約2,000年前: 溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前: 溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,400年前: 溶岩流が特養岳から約9kmまで到達 約4,800年前: 溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降: 溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)																												
高齢者等避難	(高齢者等避難4)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】有史以降の事例なし																												
対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																												
居住地域及びそれより火口側	(避難5)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】有史以降の事例なし 約2,700年前: 溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,300年前: 溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約3,400年前: 溶岩流が特養岳から約9kmまで到達 約4,800年前: 溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降: 溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)																												
高齢者等避難	(高齢者等避難4)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】有史以降の事例なし																												

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表 (令和5年5月)

<p>(12) 火災警報 (略)</p> <p>(13) 指定河川(白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系)洪水予報の発表基準 (略)</p> <p>(14) 水防警報 (略)</p> <p>(15) 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4) 住民への伝達方法 ○伝達組織 各町内(大島町、郡築1～12番町)市政協力員 R3.11.1現在</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>担当町名</th><th>氏名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島町</td><td>片岡 浩一</td></tr> <tr><td>郡築1番町1</td><td>西村 嘉昭</td></tr> <tr><td>郡築1番町2</td><td>塚本 文男</td></tr> <tr><td>郡築2番町</td><td>黒田 仁志</td></tr> <tr><td>郡築3番町</td><td>池田 聖一</td></tr> <tr><td>郡築4番町</td><td>高橋 清光</td></tr> <tr><td>郡築5番町</td><td>河野 国広</td></tr> <tr><td>郡築6番町</td><td>楠本 清貴</td></tr> <tr><td>郡築7番町</td><td>中野 久</td></tr> <tr><td>郡築8番町</td><td>白石 勝敏</td></tr> <tr><td>郡築9番町</td><td>黒木 富士男</td></tr> </tbody> </table>	担当町名	氏名	大島町	片岡 浩一	郡築1番町1	西村 嘉昭	郡築1番町2	塚本 文男	郡築2番町	黒田 仁志	郡築3番町	池田 聖一	郡築4番町	高橋 清光	郡築5番町	河野 国広	郡築6番町	楠本 清貴	郡築7番町	中野 久	郡築8番町	白石 勝敏	郡築9番町	黒木 富士男	<p>(14) 火災警報 (略)</p> <p>(15) 指定河川(白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系)洪水予報の発表基準 (略)</p> <p>(16) 水防警報 (略)</p> <p>(17) 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4) 住民への伝達方法 ○伝達組織 各町内(大島町、郡築1～12番町)市政協力員 R5.2.6現在</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>担当町名</th><th>氏名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島町</td><td>片岡 浩一</td></tr> <tr><td>郡築1番町1</td><td>杉島 勇二</td></tr> <tr><td>郡築1番町2</td><td>武原 正美</td></tr> <tr><td>郡築2番町</td><td>黒田 仁志</td></tr> <tr><td>郡築3番町</td><td>上原 健治</td></tr> <tr><td>郡築4番町</td><td>上村 和廣</td></tr> <tr><td>郡築5番町</td><td>釜賀 博之</td></tr> <tr><td>郡築6番町</td><td>楠本 清貴</td></tr> <tr><td>郡築7番町</td><td>中野 久</td></tr> <tr><td>郡築8番町</td><td>白石 勝敏</td></tr> <tr><td>郡築9番町</td><td>松村 砂夫</td></tr> </tbody> </table>	担当町名	氏名	大島町	片岡 浩一	郡築1番町1	杉島 勇二	郡築1番町2	武原 正美	郡築2番町	黒田 仁志	郡築3番町	上原 健治	郡築4番町	上村 和廣	郡築5番町	釜賀 博之	郡築6番町	楠本 清貴	郡築7番町	中野 久	郡築8番町	白石 勝敏	郡築9番町	松村 砂夫	<p>時点修正</p>	<p>116</p> <p>119</p>
担当町名	氏名																																																		
大島町	片岡 浩一																																																		
郡築1番町1	西村 嘉昭																																																		
郡築1番町2	塚本 文男																																																		
郡築2番町	黒田 仁志																																																		
郡築3番町	池田 聖一																																																		
郡築4番町	高橋 清光																																																		
郡築5番町	河野 国広																																																		
郡築6番町	楠本 清貴																																																		
郡築7番町	中野 久																																																		
郡築8番町	白石 勝敏																																																		
郡築9番町	黒木 富士男																																																		
担当町名	氏名																																																		
大島町	片岡 浩一																																																		
郡築1番町1	杉島 勇二																																																		
郡築1番町2	武原 正美																																																		
郡築2番町	黒田 仁志																																																		
郡築3番町	上原 健治																																																		
郡築4番町	上村 和廣																																																		
郡築5番町	釜賀 博之																																																		
郡築6番町	楠本 清貴																																																		
郡築7番町	中野 久																																																		
郡築8番町	白石 勝敏																																																		
郡築9番町	松村 砂夫																																																		

(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表 (令和5年5月)

<table border="1"> <tbody> <tr><td>郡築10番町</td><td>福田 良一</td></tr> <tr><td>郡築11番町</td><td>押方 光洋</td></tr> <tr><td>郡築12番町</td><td>水田 典三</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 避難対象地区 R4.1.1現在</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>町名</th><th>世帯数</th><th>男(人)</th><th>女(人)</th><th>計(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島町</td><td>84</td><td>75</td><td>88</td><td>163</td></tr> <tr><td>郡築1番町</td><td>724</td><td>707</td><td>746</td><td>1453</td></tr> <tr><td>郡築2番町</td><td>149</td><td>161</td><td>195</td><td>356</td></tr> <tr><td>郡築3番町</td><td>161</td><td>163</td><td>217</td><td>380</td></tr> <tr><td>郡築4番町</td><td>159</td><td>115</td><td>183</td><td>298</td></tr> <tr><td>郡築5番町</td><td>98</td><td>113</td><td>109</td><td>222</td></tr> <tr><td>郡築6番町</td><td>69</td><td>69</td><td>105</td><td>174</td></tr> <tr><td>郡築7番町</td><td>115</td><td>107</td><td>149</td><td>256</td></tr> <tr><td>郡築8番町</td><td>70</td><td>80</td><td>97</td><td>177</td></tr> <tr><td>郡築9番町</td><td>115</td><td>102</td><td>143</td><td>245</td></tr> <tr><td>郡築10番町</td><td>169</td><td>100</td><td>204</td><td>304</td></tr> <tr><td>郡築11番町</td><td>162</td><td>115</td><td>234</td><td>349</td></tr> <tr><td>郡築12番町</td><td>279</td><td>191</td><td>363</td><td>554</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,354</td><td>2,098</td><td>2,833</td><td>4,931</td></tr> </tbody> </table>	郡築10番町	福田 良一	郡築11番町	押方 光洋	郡築12番町	水田 典三	町名	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)	大島町	84	75	88	163	郡築1番町	724	707	746	1453	郡築2番町	149	161	195	356	郡築3番町	161	163	217	380	郡築4番町	159	115	183	298	郡築5番町	98	113	109	222	郡築6番町	69	69	105	174	郡築7番町	115	107	149	256	郡築8番町	70	80	97	177	郡築9番町	115	102	143	245	郡築10番町	169	100	204	304	郡築11番町	162	115	234	349	郡築12番町	279	191	363	554	計	2,354	2,098	2,833	4,931	<table border="1"> <tbody> <tr><td>郡築10番町</td><td>福田 良一</td></tr> <tr><td>郡築11番町</td><td>押方 光洋</td></tr> <tr><td>郡築12番町</td><td>水田 典三</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 避難対象地区 R5.2.1現在</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>町名</th><th>世帯数</th><th>男(人)</th><th>女(人)</th><th>計(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島町</td><td>83</td><td>75</td><td>84</td><td>159</td></tr> <tr><td>郡築1番町</td><td>751</td><td>686</td><td>742</td><td>1,428</td></tr> <tr><td>郡築2番町</td><td>151</td><td>161</td><td>195</td><td>356</td></tr> <tr><td>郡築3番町</td><td>185</td><td>161</td><td>232</td><td>393</td></tr> <tr><td>郡築4番町</td><td>160</td><td>119</td><td>184</td><td>303</td></tr> <tr><td>郡築5番町</td><td>102</td><td>116</td><td>113</td><td>229</td></tr> <tr><td>郡築6番町</td><td>78</td><td>70</td><td>108</td><td>178</td></tr> <tr><td>郡築7番町</td><td>126</td><td>109</td><td>155</td><td>264</td></tr> <tr><td>郡築8番町</td><td>75</td><td>77</td><td>101</td><td>178</td></tr> <tr><td>郡築9番町</td><td>135</td><td>100</td><td>159</td><td>259</td></tr> <tr><td>郡築10番町</td><td>180</td><td>103</td><td>207</td><td>310</td></tr> <tr><td>郡築11番町</td><td>173</td><td>113</td><td>242</td><td>355</td></tr> <tr><td>郡築12番町</td><td>316</td><td>192</td><td>399</td><td>591</td></tr> <tr><td>計</td><td>2515</td><td>2082</td><td>2921</td><td>5003</td></tr> </tbody> </table>	郡築10番町	福田 良一	郡築11番町	押方 光洋	郡築12番町	水田 典三	町名	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)	大島町	83	75	84	159	郡築1番町	751	686	742	1,428	郡築2番町	151	161	195	356	郡築3番町	185	161	232	393	郡築4番町	160	119	184	303	郡築5番町	102	116	113	229	郡築6番町	78	70	108	178	郡築7番町	126	109	155	264	郡築8番町	75	77	101	178	郡築9番町	135	100	159	259	郡築10番町	180	103	207	310	郡築11番町	173	113	242	355	郡築12番町	316	192	399	591	計	2515	2082	2921	5003	<p>時点修正</p>	<p>120</p>
郡築10番町	福田 良一																																																																																																																																																																				
郡築11番町	押方 光洋																																																																																																																																																																				
郡築12番町	水田 典三																																																																																																																																																																				
町名	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)																																																																																																																																																																	
大島町	84	75	88	163																																																																																																																																																																	
郡築1番町	724	707	746	1453																																																																																																																																																																	
郡築2番町	149	161	195	356																																																																																																																																																																	
郡築3番町	161	163	217	380																																																																																																																																																																	
郡築4番町	159	115	183	298																																																																																																																																																																	
郡築5番町	98	113	109	222																																																																																																																																																																	
郡築6番町	69	69	105	174																																																																																																																																																																	
郡築7番町	115	107	149	256																																																																																																																																																																	
郡築8番町	70	80	97	177																																																																																																																																																																	
郡築9番町	115	102	143	245																																																																																																																																																																	
郡築10番町	169	100	204	304																																																																																																																																																																	
郡築11番町	162	115	234	349																																																																																																																																																																	
郡築12番町	279	191	363	554																																																																																																																																																																	
計	2,354	2,098	2,833	4,931																																																																																																																																																																	
郡築10番町	福田 良一																																																																																																																																																																				
郡築11番町	押方 光洋																																																																																																																																																																				
郡築12番町	水田 典三																																																																																																																																																																				
町名	世帯数	男(人)	女(人)	計(人)																																																																																																																																																																	
大島町	83	75	84	159																																																																																																																																																																	
郡築1番町	751	686	742	1,428																																																																																																																																																																	
郡築2番町	151	161	195	356																																																																																																																																																																	
郡築3番町	185	161	232	393																																																																																																																																																																	
郡築4番町	160	119	184	303																																																																																																																																																																	
郡築5番町	102	116	113	229																																																																																																																																																																	
郡築6番町	78	70	108	178																																																																																																																																																																	
郡築7番町	126	109	155	264																																																																																																																																																																	
郡築8番町	75	77	101	178																																																																																																																																																																	
郡築9番町	135	100	159	259																																																																																																																																																																	
郡築10番町	180	103	207	310																																																																																																																																																																	
郡築11番町	173	113	242	355																																																																																																																																																																	
郡築12番町	316	192	399	591																																																																																																																																																																	
計	2515	2082	2921	5003																																																																																																																																																																	



(案)

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表 (令和5年5月)

<p>17 熊本県排出油等防除協議会会則 (略) (新 規) (略) (新 規) (略) 別紙2 総合調整本部構成 八代地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> <th>会員職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>八代港管理事務所</td><td>0965 (37) 0338</td><td>参事</td></tr> <tr><td>八代警察署</td><td>0965 (33) 0110</td><td>地域係長</td></tr> <tr><td>八代広域行政事務組合消防本部</td><td>0965 (32) 6181</td><td>危険物係長</td></tr> <tr><td>八代市消防団</td><td>0965 (33) 5900</td><td>団長</td></tr> <tr><td>八代漁業協同組合</td><td>0965 (37) 1757</td><td>参事</td></tr> <tr><td>仁徳海運八代石油基地営業所</td><td>0965 (37) 0741</td><td>社員</td></tr> <tr><td>熊本ドック株式会社</td><td>0965 (37) 2151</td><td>製造部長</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>水俣地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> <th>会員職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水俣港管理事務所</td><td>0966 (63) 2449</td><td>主事</td></tr> <tr><td>水俣警察署</td><td>0966 (62) 0110</td><td>地域課</td></tr> <tr><td>水俣芦北広域行政事務組合消防本部</td><td>0966 (63) 1191</td><td>警防課長</td></tr> <tr><td>水俣市漁業協同組合</td><td>0966 (63) 3355</td><td>参事</td></tr> <tr><td>南九州センコー(株)</td><td>0966 (63) 4117</td><td>社長</td></tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	会員職	八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事	八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長	八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 6181	危険物係長	八代市消防団	0965 (33) 5900	団長	八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員	熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長	機関名	電話番号	会員職	水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	主事	水俣警察署	0966 (62) 0110	地域課	水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	警防課長	水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	参事	南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	社長	<p>17 熊本県排出油等防除協議会会則 (略) (一部改正) 令和4年7月26日 (略) 附 則 この会則は、別紙2の改正に伴い、令和4年7月26日から施行する。 (略) 別紙2 総合調整本部構成 八代地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> <th>会員職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>八代港管理事務所</td><td>0965 (37) 0338</td><td>参事</td></tr> <tr><td>八代警察署</td><td>0965 (33) 0110</td><td>地域係長</td></tr> <tr><td>八代広域行政事務組合消防本部</td><td>0965 (32) 6181</td><td>危険物係長</td></tr> <tr><td>八代市消防団</td><td>0965 (33) 5900</td><td>団長</td></tr> <tr><td>八代漁業協同組合</td><td>0965 (37) 1757</td><td>参事</td></tr> <tr><td>仁徳海運八代石油基地営業所</td><td>0965 (37) 0741</td><td>社員</td></tr> <tr><td>熊本ドック株式会社</td><td>0965 (37) 2151</td><td>製造部長</td></tr> <tr><td>南九州センコー(株)</td><td>0965 (37) 1201</td><td>営業所長</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>水俣地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> <th>会員職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水俣港管理事務所</td><td>0966 (63) 2449</td><td>主事</td></tr> <tr><td>水俣警察署</td><td>0966 (62) 0110</td><td>地域課</td></tr> <tr><td>水俣芦北広域行政事務組合消防本部</td><td>0966 (63) 1191</td><td>警防課長</td></tr> <tr><td>水俣市漁業協同組合</td><td>0966 (63) 3355</td><td>参事</td></tr> <tr><td>南九州センコー(株)</td><td>0966 (63) 4117</td><td>営業所長</td></tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	会員職	八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事	八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長	八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 6181	危険物係長	八代市消防団	0965 (33) 5900	団長	八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員	熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長	南九州センコー(株)	0965 (37) 1201	営業所長	機関名	電話番号	会員職	水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	主事	水俣警察署	0966 (62) 0110	地域課	水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	警防課長	水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	参事	南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	営業所長	<p>147 152 156 会則改正に伴う修正</p>
機関名	電話番号	会員職																																																																																							
八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事																																																																																							
八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長																																																																																							
八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 6181	危険物係長																																																																																							
八代市消防団	0965 (33) 5900	団長																																																																																							
八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事																																																																																							
仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員																																																																																							
熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長																																																																																							
機関名	電話番号	会員職																																																																																							
水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	主事																																																																																							
水俣警察署	0966 (62) 0110	地域課																																																																																							
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	警防課長																																																																																							
水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	参事																																																																																							
南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	社長																																																																																							
機関名	電話番号	会員職																																																																																							
八代港管理事務所	0965 (37) 0338	参事																																																																																							
八代警察署	0965 (33) 0110	地域係長																																																																																							
八代広域行政事務組合消防本部	0965 (32) 6181	危険物係長																																																																																							
八代市消防団	0965 (33) 5900	団長																																																																																							
八代漁業協同組合	0965 (37) 1757	参事																																																																																							
仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	社員																																																																																							
熊本ドック株式会社	0965 (37) 2151	製造部長																																																																																							
南九州センコー(株)	0965 (37) 1201	営業所長																																																																																							
機関名	電話番号	会員職																																																																																							
水俣港管理事務所	0966 (63) 2449	主事																																																																																							
水俣警察署	0966 (62) 0110	地域課																																																																																							
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	0966 (63) 1191	警防課長																																																																																							
水俣市漁業協同組合	0966 (63) 3355	参事																																																																																							
南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	営業所長																																																																																							

熊本県水防計画書(令和5年度修正) 新旧対照表

現 行	新 (令和5年度修正)	修正理由																				
<p>【 本 編 】 第 5 章 洪水予報・水位到達情報・水防警報 第 1 節 洪水予報 河川における洪水予報 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき <u>( 追 記 )</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき <u>( 追 記 )</u>	氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき	<p>【 本 編 】 第 5 章 洪水予報・水位到達情報・水防警報 第 1 節 洪水予報 河川における洪水予報 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき、<u>又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき、 <u>又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>	氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき	<p>「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正</p>
種 類	発 表 基 準																					
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																					
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき																					
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき <u>( 追 記 )</u>																					
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき																					
種 類	発 表 基 準																					
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																					
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき																					
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき、 <u>又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位(危険水位)(警戒レベル4相当水位)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>																					
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき																					

熊本県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新
	第1編 総論	第1編 総論
第1編 第4章	第4章 県の地理的、社会的特徴 第1 県における組織・体制の整備 (略)	第4章 県の地理的、社会的特徴 第1 県における組織・体制の整備 (略)
p.11	(3) 人口分布 総人口は、平成30年で約1,756千人*1であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約740千人*2、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約885千人*3で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。 また、65歳以上の高齢者人口は約530千人で総人口に占める割合は30%、中でも75歳以上の人口は約282千人で総人口に占める割合は16%であり、15年前の平成15年は、それぞれ22.8%、10.8%であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。 さらに、65歳以上の高齢者人口が30%を超える市町村が8割となっている。 (略)	(3) 人口分布 総人口は、令和3年で約1,727千人*1であるが、そのうち、県庁所在地である熊本市の人口は約738千人*2、周辺の町村を含めた熊本都市計画区域の人口は約886千人*3で、県内では、この地域への一極集中が顕著であり、それ以外の地域では過疎化が進んでいる。 また、65歳以上の高齢者人口は約550千人で総人口に占める割合は31.9%、中でも75歳以上の後期高齢者人口は約283千人で総人口に占める割合は16%であり、20年前の平成15年は、それぞれ22.8%、10.8%であったことに比べ人口の高齢化が進んでいる。 さらに、65歳以上の高齢者人口が30%を超える市町村が約9割となっている。 (略)
	(4) 水資源（豊富な地下水） 熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約1,007千人*4の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約81%*5と極めて高い。 (略) *1 熊本県総人口1,756,442人 平成30年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)	(4) 水資源（豊富な地下水） 熊本市とその周辺市町村は、県人口の半分強に当たる約1,009千人*4の生活用水のほぼ全てを地下水でまかなっている世界でも希な地域であり、県全体でも水道施設の地下水依存率は約81%*5と極めて高い。 (略) *1 熊本県総人口1,727,902人 令和3年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)

修正箇所	旧	新																														
	第1編 総論	第1編 総論																														
	第4章 県の地理的、社会的特徴 第1 県における組織・体制の整備 (略)	第4章 県の地理的、社会的特徴 第1 県における組織・体制の整備 (略)																														
p.12	*2 熊本市人口739,556人 平成30年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) *3 都市計画法第5条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口884,315人 平成30年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) *4 「熊本地域地下水総合保全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域(熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)の平成29年10月1日現在の人口1,006,788人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、平成26年9月30日現在の人口】 *5 水道の地下水依存率80.3% 「熊本県の水道」平成28年3月31日現在【熊本県環境生活部】 (略)	*2 熊本市人口738,185人 令和3年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) *3 都市計画法第5条で指定された熊本都市計画区域(熊本市、菊陽町、合志市、嘉島町、益城町)の人口886,646人 令和3年10月1日現在「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部) *4 「熊本地域地下水総合保全管理計画」(熊本県環境生活部)で示された熊本地域(熊本市、菊池市旭志、菊池市泗水町、宇土市、大津町、菊陽町、合志市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)の令和3年10月1日現在の人口1,009,684人【「熊本県推計人口調査」(熊本県企画振興部)、菊池市旭志及び菊池市泗水町は、令和3年9月30日現在の人口】 *5 水道の地下水依存率80.3% 「熊本県の水道」令和3年3月31日現在【熊本県環境生活部】 (略)																														
p.13	*1 「道路施設現況調査」(熊本県土木部)平成27年4月現在 (略)	*1 「道路施設現況調査」(熊本県土木部)令和3年3月現在 (略)																														
	③港湾	③港湾																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>管理者</th> <th>港湾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾</td> <td>県</td> <td>3※</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>市町</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	種類	管理者	港湾数	重要港湾	県	3※	地方港湾	市町	15		市町	36	計		54	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>管理者</th> <th>港湾数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要港湾</td> <td>県</td> <td>3※</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>市町</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	種類	管理者	港湾数	重要港湾	県	3※	地方港湾	市町	15		市町	8	計		26
種類	管理者	港湾数																														
重要港湾	県	3※																														
地方港湾	市町	15																														
	市町	36																														
計		54																														
種類	管理者	港湾数																														
重要港湾	県	3※																														
地方港湾	市町	15																														
	市町	8																														
計		26																														

修正箇所	旧	新																																
	<p>※重要港湾の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>主な港湾施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三角港</td> <td>宇城市三角町</td> <td>熊本県</td> <td>-1.0m岸壁：1バース (10,000t級) -9m岸壁：2バース (10,000t級) -7.5m岸壁：1バース (15,000t級旅客船) -5.5m岸壁：1バース (2,000t級) -4.5m岸壁：5バース (700t級) 野積場・荷捌地：64,784㎡</td> </tr> <tr> <td>八代港</td> <td>八代市港町</td> <td>熊本県</td> <td>-1.4m岸壁：1バース (55,000t級) -1.2m岸壁：1バース (30,000t級) -1.0m岸壁：4バース (15,000t級) -9m岸壁：1バース (8,000t級) -7.5m岸壁：4バース (5,000t級) -5.5m岸壁：8バース (2,000t級) -4.5m岸壁：9バース (700t級) -4.5m岸壁：1バース (フェリー) 野積場・荷捌地：626,931㎡</td> </tr> <tr> <td>熊本港</td> <td>熊本市西区新港1丁目</td> <td>熊本県</td> <td>-7.5m岸壁：1バース (5,000t級) -5.5m岸壁：3バース (2,000t級) -5m岸壁：2バース (フェリー) -4.5m岸壁：2バース (700t級) 荷捌地：74,940㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(9) 消防力 本県の消防力は、12消防本部<u>2,364</u>人、消防団は45消防団<u>33,017</u>人であり、消防団員数では、全国第5位*1である。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 医療の確保 本県は、人口10万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が<u>1,961</u>.<u>8</u>床で全国第<u>3</u>位、一般診療所が<u>286</u>.<u>2</u>床で全国第<u>3</u>位*3になっている。また、人口10万人あたりの医師数、保健師、看護師、准看護師数も全国平均を上回っており、医師数は、<u>294</u>.<u>8</u>人で全国第<u>1</u>位*4、就業看護師数は、<u>1,244</u>.<u>4</u>人で全国第<u>5</u>位、就業准看護師数は、<u>563</u>.<u>5</u>人で全国第<u>4</u>位*5である。</p>	名称	所在地	管理者	主な港湾施設	三角港	宇城市三角町	熊本県	-1.0m岸壁：1バース (10,000t級) -9m岸壁：2バース (10,000t級) -7.5m岸壁：1バース (15,000t級旅客船) -5.5m岸壁：1バース (2,000t級) -4.5m岸壁：5バース (700t級) 野積場・荷捌地：64,784㎡	八代港	八代市港町	熊本県	-1.4m岸壁：1バース (55,000t級) -1.2m岸壁：1バース (30,000t級) -1.0m岸壁：4バース (15,000t級) -9m岸壁：1バース (8,000t級) -7.5m岸壁：4バース (5,000t級) -5.5m岸壁：8バース (2,000t級) -4.5m岸壁：9バース (700t級) -4.5m岸壁：1バース (フェリー) 野積場・荷捌地：626,931㎡	熊本港	熊本市西区新港1丁目	熊本県	-7.5m岸壁：1バース (5,000t級) -5.5m岸壁：3バース (2,000t級) -5m岸壁：2バース (フェリー) -4.5m岸壁：2バース (700t級) 荷捌地：74,940㎡	<p>※重要港湾の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>主な港湾施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三角港</td> <td>宇城市三角町</td> <td>熊本県</td> <td>-1.0m岸壁：1バース (<u>12,000t級</u>) -9m岸壁：2バース (10,000t級) -7.5m岸壁：1バース (15,000t級旅客船) -5.5m岸壁：1バース (<u>3,000t級</u>) -4.5m岸壁：5バース (700t級) 野積場・荷捌地：<u>80,704</u>㎡</td> </tr> <tr> <td>八代港</td> <td>八代市港町</td> <td>熊本県</td> <td>-1.4m岸壁：1バース (55,000t級) -1.2m岸壁：1バース (30,000t級) -1.0m岸壁：4バース (15,000t級) -9m岸壁：1バース (<u>10,000t級</u>) -7.5m岸壁：4バース (5,000t級) -5.5m岸壁：8バース (2,000t級) -4.5m岸壁：9バース (700t級) <del>-4.5m岸壁：1バース (フェリー)</del> 野積場・荷捌地：<u>848,042</u>㎡</td> </tr> <tr> <td>熊本港</td> <td>熊本市西区新港1丁目</td> <td>熊本県</td> <td>-7.5m岸壁：1バース (5,000t級) -5.5m岸壁：3バース (2,000t級) -5m岸壁：2バース (フェリー) -4.5m岸壁：2バース (700t級) 野積場・荷捌地：<u>87,554</u>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(9) 消防力 本県の消防力は、12消防本部<u>2,444</u>人、消防団は45消防団<u>30,852</u>人であり、消防団員数では、全国第5位*1である。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 医療の確保 本県は、人口10万人あたりの医療施設数・病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が<u>1,876</u>.<u>9</u>床で全国第<u>5</u>位、一般診療所が<u>241</u>.<u>3</u>床で全国第<u>4</u>位*3になっている。また、人口10万人あたりの医師数、保健師、看護師、准看護師数も全国平均を上回っており、医師数は、<u>311</u>.<u>5</u>人で全国第<u>1</u>位*4、就業看護師数は、<u>1,386</u>.<u>2</u>人で全国第<u>5</u>位、就業准看護師数は、<u>542</u>.<u>7</u>人で全国第<u>1</u>位*5である。</p>	名称	所在地	管理者	主な港湾施設	三角港	宇城市三角町	熊本県	-1.0m岸壁：1バース ( <u>12,000t級</u> ) -9m岸壁：2バース (10,000t級) -7.5m岸壁：1バース (15,000t級旅客船) -5.5m岸壁：1バース ( <u>3,000t級</u> ) -4.5m岸壁：5バース (700t級) 野積場・荷捌地： <u>80,704</u> ㎡	八代港	八代市港町	熊本県	-1.4m岸壁：1バース (55,000t級) -1.2m岸壁：1バース (30,000t級) -1.0m岸壁：4バース (15,000t級) -9m岸壁：1バース ( <u>10,000t級</u> ) -7.5m岸壁：4バース (5,000t級) -5.5m岸壁：8バース (2,000t級) -4.5m岸壁：9バース (700t級) <del>-4.5m岸壁：1バース (フェリー)</del> 野積場・荷捌地： <u>848,042</u> ㎡	熊本港	熊本市西区新港1丁目	熊本県	-7.5m岸壁：1バース (5,000t級) -5.5m岸壁：3バース (2,000t級) -5m岸壁：2バース (フェリー) -4.5m岸壁：2バース (700t級) 野積場・荷捌地： <u>87,554</u> ㎡
名称	所在地	管理者	主な港湾施設																															
三角港	宇城市三角町	熊本県	-1.0m岸壁：1バース (10,000t級) -9m岸壁：2バース (10,000t級) -7.5m岸壁：1バース (15,000t級旅客船) -5.5m岸壁：1バース (2,000t級) -4.5m岸壁：5バース (700t級) 野積場・荷捌地：64,784㎡																															
八代港	八代市港町	熊本県	-1.4m岸壁：1バース (55,000t級) -1.2m岸壁：1バース (30,000t級) -1.0m岸壁：4バース (15,000t級) -9m岸壁：1バース (8,000t級) -7.5m岸壁：4バース (5,000t級) -5.5m岸壁：8バース (2,000t級) -4.5m岸壁：9バース (700t級) -4.5m岸壁：1バース (フェリー) 野積場・荷捌地：626,931㎡																															
熊本港	熊本市西区新港1丁目	熊本県	-7.5m岸壁：1バース (5,000t級) -5.5m岸壁：3バース (2,000t級) -5m岸壁：2バース (フェリー) -4.5m岸壁：2バース (700t級) 荷捌地：74,940㎡																															
名称	所在地	管理者	主な港湾施設																															
三角港	宇城市三角町	熊本県	-1.0m岸壁：1バース ( <u>12,000t級</u> ) -9m岸壁：2バース (10,000t級) -7.5m岸壁：1バース (15,000t級旅客船) -5.5m岸壁：1バース ( <u>3,000t級</u> ) -4.5m岸壁：5バース (700t級) 野積場・荷捌地： <u>80,704</u> ㎡																															
八代港	八代市港町	熊本県	-1.4m岸壁：1バース (55,000t級) -1.2m岸壁：1バース (30,000t級) -1.0m岸壁：4バース (15,000t級) -9m岸壁：1バース ( <u>10,000t級</u> ) -7.5m岸壁：4バース (5,000t級) -5.5m岸壁：8バース (2,000t級) -4.5m岸壁：9バース (700t級) <del>-4.5m岸壁：1バース (フェリー)</del> 野積場・荷捌地： <u>848,042</u> ㎡																															
熊本港	熊本市西区新港1丁目	熊本県	-7.5m岸壁：1バース (5,000t級) -5.5m岸壁：3バース (2,000t級) -5m岸壁：2バース (フェリー) -4.5m岸壁：2バース (700t級) 野積場・荷捌地： <u>87,554</u> ㎡																															

修正箇所	旧	新
p. 15	<p>(略)</p> <p>*1 「平成30年版消防白書」(消防庁) (略)</p> <p>*3 「平成29年医療施設調査」(厚生労働省)平成29年10月1日現在</p> <p>*4 「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)平成28年12月31日現在</p> <p>*5 「平成28年衛生行政報告例」(厚生労働省)平成28年12月31日現在</p> <p>(略)</p> <p>(12) 食料の確保 本県の農業は、平成27年の総合自給率で<u>153</u>% (生産額ベース)、主な品目では、米が<u>155</u>%、野菜が<u>303</u>%、果実が<u>98</u>%、牛肉が<u>161</u>%であり、食料供給県としての位置にある。(県農林水産部試算)*1</p> <p>(13) 観光客への対応 本県を訪れる観光客は、総数で約<u>52,187</u>千人、うち、宿泊客が約<u>7,242</u>千人である。<u>中でも県外からの観光客は総数で約21,990千人、宿泊客でも約6,024千人となっている。また、外国からの観光客は、宿泊客約741千人となっている。*2</u></p> <p>(略)</p> <p>*1 「平成28～29年度熊本県農業動向年報」(熊本県農林水産部) *2 「平成29年熊本県観光統計表」(熊本県商工観光労働部)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>*1 「令和3年版消防白書」(消防庁) (略)</p> <p>*3 「令和3年医療施設調査」(厚生労働省)令和3年10月1日現在</p> <p>*4 「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」(厚生労働省)令和2年12月31日現在</p> <p>*5 「令和2年衛生行政報告例」(厚生労働省)令和2年12月31日現在</p> <p>(略)</p> <p>(12) 食料の確保 本県の農業は、平成30年の総合自給率で<u>158</u>% (生産額ベース)、主な品目では、米が<u>158</u>%、野菜が<u>301</u>%、果実が<u>106</u>%、牛肉が<u>142</u>%であり、食料供給県としての位置にある。(県農林水産部試算)*1</p> <p>(13) 観光客への対応 本県を訪れる延べ入込客数は、約<u>48,893.6</u>千人で、宿泊客数が約<u>7,633.5</u>千人である。<u>延べ宿泊客数の内訳は、日本人約6,698.5千人、外国人約935.0千人となっている。*2</u></p> <p>(略)</p> <p>*1 「令和2～3年度熊本県農業動向年報」(熊本県農林水産部) *2 「平成31年(令和元年)熊本県観光統計表」(熊本県観光戦略部)</p> <p>(略)</p>

修正箇所

p. 18

旧 市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）

Table with columns for municipalities (e.g., 熊本市, 八代市) and age groups (0-4, 5-9, etc.).

p. 19

Table with columns for municipalities (e.g., 熊本市, 八代市) and age groups (50-54, 55-59, etc.).

新

市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）

Table with columns for municipalities (e.g., 熊本市, 八代市) and age groups (0-4, 5-9, etc.).

Table with columns for municipalities (e.g., 阿蘇市, 天草市) and age groups (0-4, 5-9, etc.).

修正箇所

p. 20

旧 市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）

Table with columns for municipalities (e.g., 熊本市, 八代市) and age groups (0-4, 5-9, etc.).

p. 21

Table with columns for municipalities (e.g., 熊本市, 八代市) and age groups (50-54, 55-59, etc.).

新

市町村別人口及び年齢構成（5歳階級別人口）

Table with columns for municipalities (e.g., 鹿山町, 高森町) and age groups (0-4, 5-9, etc.).

Table with columns for municipalities (e.g., 多良木町, 湯前町) and age groups (0-4, 5-9, etc.).

修正箇所	旧	新																																																																																																																																																																																																								
p. 18～22	平成30年10月1日現在 熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）	令和4年10月1日現在 熊本県推計人口調査（熊本県企画振興部）																																																																																																																																																																																																								
p. 22	市町村別人口密度（平成30年10月1日現在）	市町村別人口密度（令和4年10月1日現在）																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>県計</b></td> <td><b>7,408.50</b></td> <td><b>1,728,442</b></td> <td><b>237.05</b></td> </tr> <tr> <td>熊本市</td> <td>390.32</td> <td>739,556</td> <td>1,894.74</td> </tr> <tr> <td>八代市</td> <td>681.36</td> <td>124,921</td> <td>183.34</td> </tr> <tr> <td>人吉市</td> <td>210.55</td> <td>32,525</td> <td>154.48</td> </tr> <tr> <td>荒尾市</td> <td>57.37</td> <td>51,930</td> <td>905.18</td> </tr> <tr> <td>水俣市</td> <td>163.29</td> <td>24,247</td> <td>148.49</td> </tr> <tr> <td>玉名市</td> <td>152.6</td> <td>65,489</td> <td>429.15</td> </tr> <tr> <td>山鹿市</td> <td>299.69</td> <td>50,389</td> <td>168.17</td> </tr> <tr> <td>菊池市</td> <td>276.85</td> <td>47,193</td> <td>170.46</td> </tr> <tr> <td>宇土市</td> <td>74.3</td> <td>36,526</td> <td>491.6</td> </tr> <tr> <td>上天草市</td> <td>126.94</td> <td>25,210</td> <td>198.6</td> </tr> <tr> <td>宇城市</td> <td>188.61</td> <td>58,332</td> <td>309.27</td> </tr> <tr> <td>阿蘇市</td> <td>376.3</td> <td>25,893</td> <td>68.81</td> </tr> <tr> <td>天草市</td> <td>683.87</td> <td>78,214</td> <td>114.37</td> </tr> <tr> <td>合志市</td> <td>53.19</td> <td>60,927</td> <td>1,146.78</td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>144</td> <td>9,578</td> <td>66.51</td> </tr> <tr> <td>玉東町</td> <td>24.33</td> <td>5,102</td> <td>209.7</td> </tr> <tr> <td>南関町</td> <td>68.92</td> <td>9,232</td> <td>133.95</td> </tr> <tr> <td>長洲町</td> <td>19.44</td> <td>15,504</td> <td>797.53</td> </tr> <tr> <td>和水町</td> <td>98.78</td> <td>9,551</td> <td>96.69</td> </tr> <tr> <td>大津町</td> <td>99.1</td> <td>34,211</td> <td>345.22</td> </tr> <tr> <td>菊陽町</td> <td>37.49</td> <td>42,392</td> <td>1,131.66</td> </tr> <tr> <td>南小国町</td> <td>115.9</td> <td>2,800</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>136.94</td> <td>6,809</td> <td>49.72</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村面積：平成30年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院) 人口：平成30年10月1日現在 熊本県推計人口調査(熊本県企画振興部)</p>	市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	<b>県計</b>	<b>7,408.50</b>	<b>1,728,442</b>	<b>237.05</b>	熊本市	390.32	739,556	1,894.74	八代市	681.36	124,921	183.34	人吉市	210.55	32,525	154.48	荒尾市	57.37	51,930	905.18	水俣市	163.29	24,247	148.49	玉名市	152.6	65,489	429.15	山鹿市	299.69	50,389	168.17	菊池市	276.85	47,193	170.46	宇土市	74.3	36,526	491.6	上天草市	126.94	25,210	198.6	宇城市	188.61	58,332	309.27	阿蘇市	376.3	25,893	68.81	天草市	683.87	78,214	114.37	合志市	53.19	60,927	1,146.78	美里町	144	9,578	66.51	玉東町	24.33	5,102	209.7	南関町	68.92	9,232	133.95	長洲町	19.44	15,504	797.53	和水町	98.78	9,551	96.69	大津町	99.1	34,211	345.22	菊陽町	37.49	42,392	1,131.66	南小国町	115.9	2,800	23.3	小国町	136.94	6,809	49.72	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>県計</b></td> <td><b>7,409.18</b></td> <td><b>1,717,768</b></td> <td><b>231.84</b></td> </tr> <tr> <td>熊本市</td> <td>390.32</td> <td>737,850</td> <td>1,890.37</td> </tr> <tr> <td>八代市</td> <td>681.29</td> <td>120,436</td> <td>176.78</td> </tr> <tr> <td>人吉市</td> <td>210.55</td> <td>30,227</td> <td>143.56</td> </tr> <tr> <td>荒尾市</td> <td>57.37</td> <td>49,528</td> <td>863.31</td> </tr> <tr> <td>水俣市</td> <td>163.29</td> <td>22,495</td> <td>137.78</td> </tr> <tr> <td>玉名市</td> <td>152.6</td> <td>62,919</td> <td>412.31</td> </tr> <tr> <td>山鹿市</td> <td>299.69</td> <td>47,634</td> <td>159.94</td> </tr> <tr> <td>菊池市</td> <td>276.85</td> <td>45,483</td> <td>164.29</td> </tr> <tr> <td>宇土市</td> <td>74.3</td> <td>35,689</td> <td>480.34</td> </tr> <tr> <td>上天草市</td> <td>126.67</td> <td>23,466</td> <td>185.25</td> </tr> <tr> <td>宇城市</td> <td>188.67</td> <td>56,236</td> <td>298.07</td> </tr> <tr> <td>阿蘇市</td> <td>376.3</td> <td>24,178</td> <td>64.25</td> </tr> <tr> <td>天草市</td> <td>683.82</td> <td>72,696</td> <td>106.31</td> </tr> <tr> <td>合志市</td> <td>53.19</td> <td>63,037</td> <td>1,185.13</td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>144</td> <td>8,801</td> <td>61.12</td> </tr> <tr> <td>玉東町</td> <td>24.33</td> <td>5,030</td> <td>206.74</td> </tr> <tr> <td>南関町</td> <td>68.92</td> <td>8,544</td> <td>123.97</td> </tr> <tr> <td>長洲町</td> <td>19.44</td> <td>14,926</td> <td>767.8</td> </tr> <tr> <td>和水町</td> <td>98.78</td> <td>8,992</td> <td>91.03</td> </tr> <tr> <td>大津町</td> <td>99.1</td> <td>35,840</td> <td>361.65</td> </tr> <tr> <td>菊陽町</td> <td>37.46</td> <td>44,243</td> <td>1,181.07</td> </tr> <tr> <td>南小国町</td> <td>115.9</td> <td>3,644</td> <td>31.44</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>136.94</td> <td>6,368</td> <td>46.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村面積：令和4年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院) 人口：令和4年10月1日現在 熊本県推計人口調査(熊本県企画振興部)</p>	市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	<b>県計</b>	<b>7,409.18</b>	<b>1,717,768</b>	<b>231.84</b>	熊本市	390.32	737,850	1,890.37	八代市	681.29	120,436	176.78	人吉市	210.55	30,227	143.56	荒尾市	57.37	49,528	863.31	水俣市	163.29	22,495	137.78	玉名市	152.6	62,919	412.31	山鹿市	299.69	47,634	159.94	菊池市	276.85	45,483	164.29	宇土市	74.3	35,689	480.34	上天草市	126.67	23,466	185.25	宇城市	188.67	56,236	298.07	阿蘇市	376.3	24,178	64.25	天草市	683.82	72,696	106.31	合志市	53.19	63,037	1,185.13	美里町	144	8,801	61.12	玉東町	24.33	5,030	206.74	南関町	68.92	8,544	123.97	長洲町	19.44	14,926	767.8	和水町	98.78	8,992	91.03	大津町	99.1	35,840	361.65	菊陽町	37.46	44,243	1,181.07	南小国町	115.9	3,644	31.44	小国町	136.94	6,368	46.5
市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )																																																																																																																																																																																																							
<b>県計</b>	<b>7,408.50</b>	<b>1,728,442</b>	<b>237.05</b>																																																																																																																																																																																																							
熊本市	390.32	739,556	1,894.74																																																																																																																																																																																																							
八代市	681.36	124,921	183.34																																																																																																																																																																																																							
人吉市	210.55	32,525	154.48																																																																																																																																																																																																							
荒尾市	57.37	51,930	905.18																																																																																																																																																																																																							
水俣市	163.29	24,247	148.49																																																																																																																																																																																																							
玉名市	152.6	65,489	429.15																																																																																																																																																																																																							
山鹿市	299.69	50,389	168.17																																																																																																																																																																																																							
菊池市	276.85	47,193	170.46																																																																																																																																																																																																							
宇土市	74.3	36,526	491.6																																																																																																																																																																																																							
上天草市	126.94	25,210	198.6																																																																																																																																																																																																							
宇城市	188.61	58,332	309.27																																																																																																																																																																																																							
阿蘇市	376.3	25,893	68.81																																																																																																																																																																																																							
天草市	683.87	78,214	114.37																																																																																																																																																																																																							
合志市	53.19	60,927	1,146.78																																																																																																																																																																																																							
美里町	144	9,578	66.51																																																																																																																																																																																																							
玉東町	24.33	5,102	209.7																																																																																																																																																																																																							
南関町	68.92	9,232	133.95																																																																																																																																																																																																							
長洲町	19.44	15,504	797.53																																																																																																																																																																																																							
和水町	98.78	9,551	96.69																																																																																																																																																																																																							
大津町	99.1	34,211	345.22																																																																																																																																																																																																							
菊陽町	37.49	42,392	1,131.66																																																																																																																																																																																																							
南小国町	115.9	2,800	23.3																																																																																																																																																																																																							
小国町	136.94	6,809	49.72																																																																																																																																																																																																							
市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )																																																																																																																																																																																																							
<b>県計</b>	<b>7,409.18</b>	<b>1,717,768</b>	<b>231.84</b>																																																																																																																																																																																																							
熊本市	390.32	737,850	1,890.37																																																																																																																																																																																																							
八代市	681.29	120,436	176.78																																																																																																																																																																																																							
人吉市	210.55	30,227	143.56																																																																																																																																																																																																							
荒尾市	57.37	49,528	863.31																																																																																																																																																																																																							
水俣市	163.29	22,495	137.78																																																																																																																																																																																																							
玉名市	152.6	62,919	412.31																																																																																																																																																																																																							
山鹿市	299.69	47,634	159.94																																																																																																																																																																																																							
菊池市	276.85	45,483	164.29																																																																																																																																																																																																							
宇土市	74.3	35,689	480.34																																																																																																																																																																																																							
上天草市	126.67	23,466	185.25																																																																																																																																																																																																							
宇城市	188.67	56,236	298.07																																																																																																																																																																																																							
阿蘇市	376.3	24,178	64.25																																																																																																																																																																																																							
天草市	683.82	72,696	106.31																																																																																																																																																																																																							
合志市	53.19	63,037	1,185.13																																																																																																																																																																																																							
美里町	144	8,801	61.12																																																																																																																																																																																																							
玉東町	24.33	5,030	206.74																																																																																																																																																																																																							
南関町	68.92	8,544	123.97																																																																																																																																																																																																							
長洲町	19.44	14,926	767.8																																																																																																																																																																																																							
和水町	98.78	8,992	91.03																																																																																																																																																																																																							
大津町	99.1	35,840	361.65																																																																																																																																																																																																							
菊陽町	37.46	44,243	1,181.07																																																																																																																																																																																																							
南小国町	115.9	3,644	31.44																																																																																																																																																																																																							
小国町	136.94	6,368	46.5																																																																																																																																																																																																							
	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																								

修正箇所	旧	新
p. 23		
第3編 第2章	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等 (略)	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等 (略)
p. 70	<p>【予備施設の指定】</p> <p>次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。</p> <p>〔第1位〕 熊本土木事務所 〔第2位〕 宇城地域振興局</p>	<p>【予備施設の指定】</p> <p>次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。</p> <p>〔第1位〕 県央広域本部宇城地域振興局 〔第2位〕 県北広域本部(菊池総合庁舎)</p>

修正箇所	旧	新																
	(略)	〔第3位〕 <u>県南広域本部（八代総合庁舎）</u> <u>※第4位以下は、建制順に指定する。</u> (略)																
(参考)	<p style="text-align: center;">熊本県国民保護計画用語集</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>23</u> 法人を指定)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定に基づく指定地方公共機関 一覧 （指定：平成17年3月31日） （追加：平成25年5月14日）</p> <p>1 天草ガス株式会社 (略)</p> <p>2 3 一般社団法人熊本県建設業協会</p>	さ		(略)	(略)	指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>23</u> 法人を指定)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">熊本県国民保護計画用語集</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>24</u> 法人を指定)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定に基づく指定地方公共機関 一覧 （指定：平成17年3月31日） （追加：平成25年5月14日） <u>（追加：令和 5年3月 3日）</u></p> <p>1 天草ガス株式会社 (略)</p> <p>2 3 一般社団法人熊本県建設業協会 <u>2 4 熊本国際空港株式会社</u></p>	さ		(略)	(略)	指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>24</u> 法人を指定)	(略)	(略)
さ																		
(略)	(略)																	
指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>23</u> 法人を指定)																	
(略)	(略)																	
さ																		
(略)	(略)																	
指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。(本県においては <u>24</u> 法人を指定)																	
(略)	(略)																	